

米軍基地関係特別委員会記録
＜第2号＞

平成25年第6回沖縄県議会（9月定例会）

平成25年10月9日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成25年10月9日 水曜日
開 会 午前10時3分
散 会 午後4時37分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 陳情平成24年第128号、同第129号の2、同第136号、同第168号、同第169号、同第171号の2、同第172号、同第173号、同第204号、陳情第20号、第24号、第25号の2、第26号、第27号、第58号、第62号、第70号、第75号、第76号、第77号の2、第78号、第79号、第80号、第81号、第99号、第100号、第101号、第110号、第124号、第125号、第126号の2、第127号及び第128号
- 2 閉会中継続審査（調査）について

出 席 委 員

委 員 長	新 垣 清 涼 君
副 委 員 長	又 吉 清 義 君
委 員	末 松 文 信 君
委 員	中 川 京 貴 君
委 員	具 志 孝 助 君
委 員	仲宗根 悟 君
委 員	新 里 米 吉 君
委 員	玉 城 義 和 君

委員 吉田勝廣君
 委員 嘉陽宗儀君
 委員 呉屋宏君
 委員 比嘉京子さん

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	又吉進君
基地防災統括監	親川達男君
企画部企画調整課跡地対策監	下地正之君
環境生活部環境企画統括監	大浜浩志君
福祉保健部保健衛生統括監	平順寧君
農林水産部農漁村基盤統括監	増村光広君
商工労働部産業雇用統括監	武田智君
土木建築部土木整備統括監	末吉幸満君
土木建築部海岸防災課副参事	松田了君

○新垣清涼委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。
 陳情平成24年第128号外32件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境生活部環境企画統括監、福祉保健部保健衛生統括監、農林水産部農漁村基盤統括監、商工労働部産業雇用統括監、土木建築部土木整備統括監の出席を求めています。

まず初めに、陳情平成24年第128号外32件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明

をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願はゼロ件、陳情は継続21件、新規12件となっております。

まず、継続審査となっております陳情21件につきましては、お手元に配付しております請願・陳情説明資料の処理概要の欄に大幅な変更がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の45ページをごらんください。

陳情平成25年第79号米軍F22Aラプター戦闘機の配備延長に断固反対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1及び2については、最近の嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、外来機のたび重なる飛来に加え、F22戦闘機の一時配備などにより、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、米軍及び日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用等による基地負担の軽減を粘り強く求めていきたいと考えております。

次に、47ページをごらんください。

陳情平成25年第80号頻発する米軍F15イーグル戦闘機の緊急着陸に対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1から3までについては、去る5月28日に発生したF15戦闘機の墜落事故について、県は、翌日の29日、米軍や関係機関に対し、原因が究明されるまでの同機種飛行中止、事故原因の徹底的な究明と早急な公表、再発防止措置及びなお一層の安全管理の徹底を申し入れました。それにもかかわらず、事故から2日後に同機種飛行が再開されたことは、県民の不安を増大させるものであり遺憾であります。県としましては、米軍及び関係機関に対し、原因究明がなされるまでの間、同機種飛行中止を求めるとともに、早急に事故原因及び再発防止措置等について説明を行うよう強く求めたところであります。

以下、陳情平成25年第79号に同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、49ページをごらんください。

陳情平成25年第81号F15イーグル戦闘機の墜落事故に対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 から 4 までについては、陳情平成25年第80号に同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、51ページをごらんください。

陳情平成25年第99号米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 から 3 までについては、県は、当該機墜落事故後直ちに米軍や関係機関に対し、原因究明がなされるまでの同機種飛行の中止、事故原因の徹底的な究明と早急な公表及び再発防止を求めたところであり、しかしながら、米軍は、事故の原因究明がなされないまま、8月16日に同型機の整備点検と要員の再教育訓練を行ったとし、運用を再開したことは遺憾であります。県は、去る8月28日から30日に行った沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会要請の中でも、原因究明がなされるまで、同機種飛行中止、事故原因の徹底的な究明と早急な公表などを日米両政府及び米軍に対し、要請したところであり、

4 については、県は従来から、米軍の訓練等によって周辺住民に被害や不安を与えることがないように求めてきたところであり、米軍は、訓練の安全管理等に万全を期し、県民の生命、生活及び財産へ十分に配慮すべきであると考えております。県としましては、今後も、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会等を通じ、沖縄の過重な基地負担軽減について要請を続けていく必要があると考えております。

5 については、日米地位協定の見直しについて、県は、これまであらゆる機会を通じ、日米両政府に対し要請してきたところであり、県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。このため、今後とも沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会や渉外関係主要都道府県知事連絡協議会とも連携し、さらには関係閣僚への直接の面談による要請や、訪米による要請など、あらゆる機会を通じ、日米両政府に日米地位協定の見直しを粘り強く求めてまいりたいと考えております。

次に、53ページをごらんください。

陳情平成25年第100号CV22オスプレイの嘉手納基地への配備報道に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 については、米空軍嘉手納基地へのオスプレイ配備について、在日米軍は、日本またはアジア太平洋地域におけるCV22機の配備についてのいかなる決定もないとしております。オスプレイについては、県民の不安は一向に払拭されておらず、県としては沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会とも連携し、配備計画の見直しと配置分散の実施などを、あらゆる機会を通じ、日米両政府に

求めてまいります。

2については、陳情平成25年第79号に同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、58ページをごらんください。

陳情平成25年第110号「米軍機着陸校庭も想定」報道の真相究明とオスプレイ普天間基地配備撤回を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1について、米軍用機が緊急の際に、どのような場所を着陸地として想定しているかについては、公表されておられません。普天間飛行場周辺には学校が19校存在しており、万が一にも学校施設に影響が及ぶことはあってはならないと考えております。航空機関連の事故は、一步間違えれば大惨事になることから、県民に大きな不安を与えるものであり、県としては、米軍は安全対策を徹底するなど、住民の安全に最大限の配慮をすべきであると考えております。

2について、オスプレイについては、県民の不安は一向に払拭されておらず、県としては沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会とも連携し、配備計画の見直しと配置分散の実施などを、あらゆる機会を通じ、日米両政府に求めてまいります。

次に、67ページをごらんください。

陳情平成25年第127号世界自然遺産登録と新たな基地、ヘリ・オスプレイパッド建設問題に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1のうち、辺野古・大浦湾における米軍基地建設に係る部分については平成25年陳情第26号に、ヘリパッド建設に係る部分については、平成24年陳情第171号の2に、それぞれ同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、70ページをごらんください。

陳情平成25年第128号北部訓練場のヘリ・オスプレイパッド建設中止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1から3までについては、陳情平成24年第128号に同じでありますので、説明は省略させていただきます。

以上で、知事公室の所管に係る陳情33件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、環境生活部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明

をお願いいたします。

大浜浩志環境企画統括監。

○大浜浩志環境企画統括監 環境生活部関連の陳情につきまして、御説明いたします。

環境生活部関連の陳情は継続12件、新規4件となっております。

初めに継続12件中、処理概要に変更のある4件について、御説明いたします。

お手元の資料13ページをごらんください。

陳情平成24年第173号の変更箇所は16ページになります。記の2の(5)―エにつきましては、県の環境影響評価の再実施の要請に対し、沖縄防衛局より回答されたことに伴い、変更があった部分について、御説明させていただきます。

下線部をごらんください。

当該要請に対して、沖縄防衛局長から、環境影響評価の再実施は行わず、着陸帯供用後に騒音調査や生態系に係る調査を行う旨の回答がありました。しかしながら、当該事業の事後調査報告書について、環境影響評価審査会から、オスプレイの運用による環境影響評価を行わせ、環境保全措置を再検討させることとの答申があったことから、県としては答申を踏まえ、沖縄防衛局長に対し、平成25年10月4日付で環境保全について必要な措置を再検討するよう求めております。

次に、31ページをごらんください。

陳情平成25年第62号、変更箇所は32ページをごらんください。

記の1及び3につきましては、当該事業に関する事後調査報告書が送付されたことに伴い、変更があった部分について、御説明させていただきます。

下線部をごらんください。

また、平成25年7月24日に当該事業に関する事後調査報告書が送付されたことから、8月15日及び16日に専門家である沖縄県環境影響評価審査会委員による現地調査を行い、審査会での審議の後、9月9日に審査会から、貴重動植物に関する意見も含む答申を得ております。

当該答申を踏まえ、知事の環境保全措置要求を10月4日付で事業者へ送付したところです。

次に、34ページをごらんください。

陳情平成25年第75号の記の4及び6につきましては、平成25年7月に沖縄防衛局から提出された事業行為通知書に対し、同年8月に確認済通知書の交付を行ったことに伴い、下線部のとおり処理概要を変更しております。

次に、40ページをごらんください。

陳情平成25年第77号の2の記の1－(1)及び(4)につきましては、地下水等の周辺環境調査及び土壌調査を実施し、調査結果を公表したことに伴い、下線部のとおり処理概要を変更しております。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を説明いたします。

55ページをごらんください。

陳情平成25年第101号無秩序なアスベスト（石綿）解体工事に対する指導の強化を求める陳情について御説明いたします。

記の1及び4について、キャンプ・コートニー内の米軍住宅改修工事における石綿の不適切な処分に係る新聞報道等を受け、平成25年7月11日に基地内への立ち入りを行い、改修工事の状況や石綿含有廃棄物等の保管状況について確認しています。また、当該改修工事における廃棄物等の処分方法について確認するため、7月19日に元請業者に対して、廃棄物処理法に基づき石綿含有廃棄物として搬出した廃棄物の数量や、石綿が含まれる可能性のある廃棄物の搬出先について報告を求めました。さらに下請業者に対しては、解体作業の詳細な状況について、聞き取り調査を実施しました。それら調査の結果、解体作業前の検査や設計図書で石綿が含まれていないとされていた配管部分について、その後の検査の結果、非飛散性の石綿が使用されていたことが判明しています。廃棄物の搬送に当たっては、飛散・流出防止対策を講じ、許可業者が収集運搬を行い、読谷村の最終処分場で埋立処分されています。県では、埋め立てられた石綿について飛散しないよう十分な覆土が行われていることを確認するとともに、周辺環境への影響を調査するため、8月にキャンプ・コートニー周辺6地点及び最終処分場内2地点、最終処分場周辺2地点について、大気環境測定を実施するよう元請け業者に指導しています。測定結果については、いずれも定量下限値未満となっており、うるま市、読谷村、最終処分業者へ説明しております。県としては、市、村と意見交換を行いながら適切に対応していくことにしております。

記の5について、県の指導により元請業者がキャンプ・コートニー周辺及び最終処分場周辺等10地点で実施した大気中アスベスト濃度調査の結果は、全ての地点で定量下限値未満であり、周辺への飛散は確認されておりません。なお、アスベストによる健康被害について御不安をお持ちの方については、各保健所において健康相談を受け付けております。

記の6及び7について、米軍基地内において防衛省が工事を発注する場合には、大気汚染防止法に基づいた届け出がなされており、その実態を把握しています。しかしながら、米軍が発注する工事については届け出がなされていない状況にあり、平成17年、平成22年には米軍基地内におけるアスベスト使用実態等

に関する情報の公表について、沖縄防衛局や米軍に対し、要請を行っております。県では、県民の生命、生活を守り、アスベストについての不安を解消するため、県内でのアスベストの使用状況等について把握する必要があると考えており、今後も沖縄防衛局や沖縄労働局など関係機関とも連携を図り、その実態把握に努めていきたいと考えております。

次に、62ページをごらんください。

陳情平成25年第125号沖縄市諸見里サッカー場工事現場の調査結果及び全面調査に関する陳情について、御説明いたします。

記の1について、沖縄市が実施した表層土の調査結果では、ダイオキシン類を初めとする有害物質は、環境基準値の範囲内であったため、現時点では汚染はないと考えております。なお、一部のドラム缶の付着物からは、枯葉剤の成分としても使用されていた除草剤やPCB等が検出されております。また、ドラム缶が埋設されていた地点の土壌からは、一部の有害物質が検出されております。これらのことから、ドラム缶が埋設されていた箇所において、除草剤やPCB等による複合的な汚染の可能性があると考えております。

記の2について、今後、沖縄防衛局がサッカー場の全面調査を実施する予定となっております。その過程で新たにドラム缶が発見された場合には、沖縄市も調査を実施することを表明しております。全面調査が実施されるに当たり、県は、周辺地下水の水質等のモニタリング調査を検討しております。また、全面調査の内容や手法に関して、協議していきたいと考えております。

記の3、5及び6について、沖縄防衛局が実施する全面調査については、沖縄市も含めた3者で連携し、実施していくこととしております。県は、調査内容や手法について3者で協議し、調査が適切に実施されるよう努めていくこととしております。その内容については、速やかに県民へ公開していくよう、関係機関に働きかけていく考えであります。

記の4について、今回の調査で検出された2、3、7、8-TCDDについては、2、4、5-トリクロロフェノキシ酢酸由来であると推定されると考えております。

次に、64ページをごらんください。

陳情平成25年第126号の2返還跡地の調査・浄化・利用に関する陳情について御説明いたします。

記の1の(1)及び(2)について、これまで、米軍基地・区域の返還跡地から、汚染物質等が発見される事例がたびたび発生しており、現行法令では十分に対応できていない面があります。そのため、今後、米軍基地に起因する環境問題に対応する新たな体制について、関係部局において検討することとしておりま

す。

記の2の(1)について、現在、油分・油臭に関する基準値は、国内法では定められておりません。沖縄防衛局によると、桑江(24)土壌調査報告書の評価基準の設定に当たっては、環境省が調査した国内における事例の中から処理目標値で最も多かった値を参考としていると聞いております。なお、設定値は沖縄防衛局、北谷町及び北谷町軍用地主会の合意のもとで定められたものであります。

記の2の(2)について、沖縄防衛局は、汚染の確認のため、当該地区の調査対象地区を広げて土壌調査を実施していると聞いております。県としましては、当該調査の結果を踏まえた上で、関係機関と協議しながら対処していくこととしております。

記の3の(1)について、米軍基地から排出される廃棄物の処理については、その実態が明らかでない部分もあることから、渉外関係主要都道県知事連絡協議会において、基地内にある廃棄物の種類、数量及び処理方法等に関する情報公開と廃棄物焼却施設等の整備を含め、米国政府の責任で適正に処理することを国に求めているところであります。

記の3の(2)について、2002年に北谷町で発見されたタール入りのドラム缶については、PCBが含まれていなかったことから、平成14年6月から10月にかけて、タール状物質ドラム缶215本、汚染土壌等を入れたフレコンバック668袋が沖縄市の産業廃棄物処分業者によって焼却処理されています。

記の3の(3)について、沖縄市及び沖縄防衛局が実施した調査では、一部のドラム缶の付着物からダイオキシン類が検出されるとともに、ドラム缶が埋設されていた土壌から、一部の有害物質が環境基準値を超過して検出されております。沖縄市サッカー場で発見されたドラム缶等の処理については、PCB等を含むことから特別管理産業廃棄物に該当し、県内で処分できる施設がないため、県外処分するよう助言していくこととしています。

記の3の(4)について、恩納分屯基地に保管されているPCB含有汚泥については、沖縄防衛局から、環境省が認定した福島県の無害化処理認定施設で全量処分すると聞いております。県としては沖縄防衛局に対し、処理の進捗状況等の情報提供を求めるとともに、搬出の際は、関係市町村とも連携し、情報公開も含め適切に対応するよう調整していくこととしています。

次に、67ページをごらんください。

陳情平成25年第127号世界自然遺産登録と新たな基地、ヘリ・オスプレイパッド建設問題に関する陳情について、御説明いたします。

記の2について、本県は島嶼県であり、島の面積が小さく生態系が孤立して

いることから、外来種の影響を受けやすいため、辺野古・大浦湾の基地建設における県外からの埋立土砂の使用による外来種の問題については、外来種の侵入の予防、侵入の初期段階での発見と迅速な対応が必要と考えております。

記の3について、普天間飛行場代替施設建設事業に用いる埋立用材のうち沖縄本島北部沿岸での海砂の採取及び運搬に当たっては、ジュゴンへの影響が生じないように配慮する必要があると考えております。また、慶良間諸島周辺海域での海砂の採取に当たっては、当該海域に生息・生育する海域生物への影響が生じないように配慮する必要があると考えております。なお、世界遺産の具体的な推薦候補区域は、平成25年に設置された奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会において検討中であります。

記の4について、世界自然遺産への登録は、条件が整い次第、国がユネスコ世界遺産センターへ推薦書を提出した後、ユネスコの依頼を受けて国際自然保護連合—IUCNが現地調査を行い、推薦物件の評価や保護状態、今後の保護管理計画などについての評価を行うこととなりますが、その際、世界遺産登録に向けた沖縄県のビジョンや計画の実施状況等を求められた場合に報告することになると考えております。

以上、環境生活部に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 環境生活部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、福祉保健部保健衛生統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平順寧保健衛生統括監。

○平順寧保健衛生統括監 福祉保健部関連の陳情は、継続の陳情平成24年第129号の2及び陳情第25号の2の2件となっており、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 福祉保健部保健衛生統括監の説明は終わりました。

次に、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

末吉幸満土木整備統括監。

○末吉幸満土木整備統括監 土木建築部所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

土木建築部関連の陳情は、継続4件、新規2件となっております。

継続の陳情1件につきましては、処理概要に追加修正がありましたので、変更のあったところを御説明申し上げます。

44ページの陳情平成25年第78号普天間飛行場代替施設建設に係る公有水面埋立承認申請手続に関する陳情記の2の処理概要について、御説明申し上げます。「補正箇所が確認できる資料を何らかの方法で公開したいと考えております。」から「補正箇所が確認できる資料については、平成25年7月12日に県のホームページで公開しました。」に変更しております。

次に、新規に付託された陳情2件について御説明申し上げます。

資料の60ページをごらんください。

陳情平成25年第124号沖縄島周辺での海砂採取に関する陳情の処理概要について、御説明申し上げます。

記の1について、海砂利の採取に関し、砂利採取法、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例等において、環境影響評価手続の実施は義務づけられておりません。なお、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請書には、埋立土砂の供給元が土砂採取による環境への影響に配慮していることを確認するなど、埋立土砂の調達に伴う環境への著しい影響がないよう慎重に判断すると記載されていることから、県としましては、これらの内容が適切かどうか審査していきたいと考えております。

記の2について、海砂利の採取については、沖縄県海砂利採取要綱で、採取区域が海岸線及び公共の施設等から1キロメートル以上離れかつ水深15メートル以上の区域であること、採取面積が30万平方メートル以内であること等を認可基準として定め、採取による環境への影響に配慮しております。県としましては、今後、海砂利の採取による環境への影響の有無に関して情報の収集に努めていきたいと考えております。なお、県内では、海砂利は建設用骨材として必要不可欠なものであり、骨材供給の多くを周辺海域の海砂利に依存していることから、海砂利の採取を禁止・規制する条例の制定については予定しておりません。

次に、68ページをごらんください。

陳情平成25年第127号世界自然遺産登録と新たな基地、ヘリ・オスプレイパッド建設問題に関する陳情の処理概要について、御説明申し上げます。

記の2の今回の埋立申請手続の内容審査について、普天間飛行場代替施設建

設事業に係る公有水面埋立承認申請書には、埋立土砂の外来種混入等対策として、供給元における現地調査や駆除等対策の確認、造成後のモニタリング、除去などを行なうことが示されております。県としましては、これらの内容が適切であるかどうかについて審査していきたいと考えております。

記の3の海砂採取によるジュゴンへの影響について、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請書には、埋立土砂の供給元が土砂採取による環境への影響に配慮していることを確認するなど、埋立土砂の調達に伴う環境への著しい影響がないよう慎重に判断すると記載されていることから、県としましては、これらの内容が適切かどうか審査していきたいと考えております。

以上で、土木建築部の所管に係る陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**新垣清涼委員長** 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、商工労働部産業雇用統括監の説明を求めます。

武田智産業雇用統括監。

○**武田智産業雇用統括監** 商工労働部関連の陳情につきまして、御説明いたします。

商工労働部関連の陳情は新規1件となっております。

お手元の資料56ページをごらんください。

陳情第101号無秩序なアスベスト（石綿）解体工事に対する指導の強化を求めるについて御説明いたします。

記の2について、沖縄労働局及び元請業者に確認したところ、元請業者は沖縄労働基準監督署の指導を受け、石綿に暴露した可能性のある労働者に対し、健康診断実施の支援を平成25年8月7日から開始しているとのことであります。

記の3について、石綿作業従事に係る就労を証明するものとして、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則において、作業記録及び石綿健康診断個人票の作成・保存が義務づけられております。沖縄労働基準監督署の指導を受け、下請業者はこれらの原本を、元請業者は写しを40年間保存することとしております。

以上、商工労働部に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 商工労働部産業雇用統括監の説明は終わりました。

次に、農林水産部農漁村基盤統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

増村光広農漁村基盤統括監。

○増村光広農漁村基盤統括監 農林水産部所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

農林水産部所管の陳情は、継続3件、新規1件となっております。

継続審査となっております、26ページの陳情第27号の3と33ページの陳情第70号につきましては、処理概要の欄に変更がございませんので、説明は省略させていただきます。

資料の43ページをごらんください。

継続の陳情第78号につきましては、記の2について処理概要の欄に変更がございますが、先ほど土木整備統括監が説明しました処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

資料の67ページをごらんください。

新規の陳情第127号世界自然遺産登録と新たな基地、ヘリ・オスプレイパッド建設問題に関する陳情の埋立申請手続の内容審査に係る部分につきましても、先ほど土木整備統括監が説明しました処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、農林水産部所管に係る陳情4件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 農林水産部農漁村基盤統括監の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員　まず陳情平成24年第173号、16ページについてお聞きします。

「なお、」というところで、米軍基地から派生する環境問題の解決には日米地位協定の抜本的な見直しが必要であるという認識をしているとあります。今、渉外関係主要都道県知事連絡協議会等も含めて、何度も日米地位協定の抜本的な改正を県は求めていると思いますが、それにこの環境条項はどのような形で入れることを求めていますか。

○又吉進知事公室長　日米地位協定における環境の問題といたしますのは、日米地位協定が制定されて合意に至ってから50年以上過ぎていますが、環境も含めて日米地位協定が一言一句変わっていないという状況です。50年以上前の環境に対する問題意識、環境法令といったものがどうであったかといいますと、これは大きく変わっているわけです。したがって、日米地位協定はそれを全く反映していないという状況でございます。環境の問題はさまざまな面がありますが、県が政府に訴えておりますのは、全く変えようとしなくて、変えないという姿勢をまず問うているわけです。政府は、これは運用の改善であるとか、そういう日米合意で処理するということが適切であるとおっしゃっておりますが、まず基本的な姿勢について疑問をなしとしないということです。また個別の環境の問題につきましても、やはり基地から派生する騒音あるいは汚水が出たりと、あるいは基地跡地の利用の支障になるという現実の問題があり、これを解決していただかなければならない。このためには日米地位協定そのものをさわっていただきたいという考えです。これは数年前ですが、渉外関係主要都道県知事連絡協議会の席で、環境問題につきましても、本文に加えて追加協定という形で一環境特別協定という形でもありではないかと、それは日米地位協定の本文の見直しに当たるということで動いておりました、民主党政権ではその議論を始めるという姿勢を見せておりましたが、今のところ日米地位協定の本文をさわるという動きは見えないということです。これは先ほど来申し上げておりますが、あらゆる機会を通じて日米地位協定本文を変えてほしいということをお願いしております。

○比嘉京子委員　昨日にも外務大臣がいらしていたようですが、改定に向けての意思といたしますか、兆しは全く見られなかったですか。

○又吉進知事公室長　新たな基地内立ち入りについての見直しということをお

表していただいて、県はそれはそれで一つの取り組みだということは考えておりますが、日米地位協定そのものの改定には全く触れられていないと認識しております。

○比嘉京子委員 話を戻しますが、先ほどの日米地位協定における追加としての特別協定の内容においては、返還以前のいわゆる環境に対する立ち入りを含めた、沖縄県または日本の環境に準じた調査、情報公開ができるような内容になっていると理解していいのですか。

○又吉進知事公室長 この特別協定の具体的な骨子は、今現在、国がなかなか改定の意思を見せないというところで、まだ具体的なものは示しておりませんが、今委員がおっしゃったような観点、これは日米地位協定の中の第3条の管理権になります。したがって、今県が求めていることは、やはりそういう環境へのふぐあいといいますか、影響があったときに直ちに国内法令に基づいて県で動けるようにすること、さらに責任の所在をはっきりすることといったことです。今委員がおっしゃったような観点は、当然盛り込まれるべきであろうと思っております。

○比嘉京子委員 各国におけるさまざまな米軍基地の環境問題は御承知かと思いますが、特に私が注目したいのは韓国の地位協定の体系です。ほんのわずか一十数年の間はかなり急ピッチに変わってきているようではございますけれども、その情報はもちろん御理解していただいていると理解していいのですか。

○又吉進知事公室長 私どもは、主に刑事裁判権を中心に研究しておりますが、所要の情報は入手しております。

○比嘉京子委員 それを参考にしながら、私はドイツよりもむしろ韓国のほうが、近年であるということと、世論に押されてということもありますが、非常に参考になる内容ではないかと思えます。それに基づいて見たときに、今の環境生活部と知事公室との連携、部内における連携は一例えば、今環境問題については環境生活部がお答えになりますが、これは米軍との交渉ということがあるので、両者が非常に連携していなければなかなか難しいと理解しておりますが、そういう点では十分な意思の疎通ができていると、情報の共有ができているという理解でいいのですか。

○又吉進知事公室長 御承知のように知事公室は渉外業務をやっておりますが、これは歴史があります。また環境につきましては、近年のさまざまな問題、技術的なトレンドといえますか、そういうものを的確に技術的に向上させるということをしておりまして、専門家の集団でありまして、そこは知事公室と環境生活部は十分に連携をとって、例えばアスベストの問題ですとか、枯れ葉剤の問題につきましては、直ちに関係部局で会議を開いて対応を考えるという体制をとっております。

○比嘉京子委員 どう見ても日本政府ももちろん弱腰ですが、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会もそうですが、特に沖縄は強力なメッセージ性といえますか、我々がそれを負っているので、その辺は沖縄がぜひリードしてお尻をたたく。今の韓国のもを見たら、大きな影響というのは一原状回復義務の免除が今日本に置かれています、それをきちんとやってもらおうと。費用負担もやってもらおうと。そういうところまでこの十数年の間に持ってくることは、非常に大きな成果ではないかと思しますので、ぜひその辺を強力に押し進めるべきだと思っております。それと同時にこれから返されるであろうといえますか、返すと言っているところの—これからもし日本政府が負担するならば、どれくらいの予算がかかりそうだという試算もぜひ全国民に知らせるべきだと思いますが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 やはりこれは当事者、県民視点で考えるべきでありまして、それが地方自治体に一方的な負担になることはあってはならないということでございますので、そういったことも含めて政府において検討されるべきであろうと思っております。

○比嘉京子委員 次に、26ページの陳情第27号について、1点だけお聞きます。私は、知事の環境影響評価書に対する指摘に対して注目している一人ですが、進捗状況はどうか。国に対して知事の意見を述べているわけですね。意見を述べた後の国の対応といえますか、国がどのような意見を返してきているのかということですか。

○大浜浩志環境企画統括監 この埋立事業は環境影響評価法、飛行場事業につきましては沖縄県環境影響評価条例で進めているところです。我々としましては、評価書について、飛行場部分については25項目、175件、埋め立て部分に

つきましては免許権者が36項目、404件、合計して579件の意見を言うております。条例も評価書も知事意見を言った後には事業者は補正評価書を作成することになっておりまして、補正評価書を作成して県や国に提出しているところであります。それを受けまして、現在、埋立承認申請の進んでおります。

○比嘉京子委員 評価書が届いていて、さらにそれを皆さんが精査している段階という理解でいいのですか。

○大浜浩志環境企画統括監 補正評価書の内容というものが、埋立承認申請の中の附属図書として一環境に配慮した図書ということで、承認申請書の中に入ってきます。そのものと環境アセスメント制度の中の補正評価書はほとんど同一のものと理解しておりますので、それも含めて我々のところで審査をしている状況です。8月1日には、土木建築部長から環境生活部長のほうへ、国土交通省の通知に基づいて意見照会がされておりますので、我々としては土木建築部に必要な意見を述べていくという手続と思っております。

○比嘉京子委員 次に、陳情第125号、62ページについて、1点だけお聞きします。皆さんの陳情処理方針に書いているように、62ページの一番最後の行ですが、いわゆる複合的な汚染の可能性があると県も認識しておられるようですが、多くの識者も複合的な汚染ではないかという指摘をしているわけですね。それに対して、例えば今後起こってくるであろう米軍基地から派生する汚染問題は複合的な汚染のケースが多いのではないかという観点に立って、県としてはどのような対応策を考えていますか。

○大浜浩志環境企画統括監 今回の沖縄市のサッカー場の状況を踏まえまして、やはり米軍基地の跡地からはいろいろなものが出てくるのが想定されます。今回の場合も、ドラム缶の中に内容物は余りなくて一試料が少なかったのですが、その中でも除草剤の一部とかダイオキシン、PCBが確認されたということがございますので、今後はそのようなことも踏まえて、2002年の北谷町のタールの問題も含めて、我々のところでは今回対応してきました。そのようなことも含めて、今後関係する市町村、関係課も含めて、きちんと対応しないといけないと考えております。陳情処理方針にもございますが、このような問題点にも対応するような組織体制といいますか、そういったものについても今後十分検討していきたいと考えております。

○比嘉京子委員 次に、陳情第127号、67ページについて、2点お聞きします。

本会議で高さにこだわってお聞きしましたが、今名護市から出されているパンフレットに市民会館の写真が載っていて、3階建てくらいの海拔10メートルくらいのものがつくられるとありました。つくられると仮定すると、もっと環境問題を考えなくてはいけないのではないかと思います。例えば今、台風がよく来ていますけれども、台風でこれだけの飛行場に海水等が当たった場合に、民家や住民生活においてどのような塩害が予想されるのかとか一高い物体に当たってはね返ってくる海水とか、それ以外にも風であるとか、そういうことも想定されていますか。

○大浜浩志環境企画統括監 私のほうでわかる部分は、塩害の話です。やはり埋立地でやるということですので、当然波浪の問題が出てくるということで、我々も当初からそれも想定しながら入れるべきだということで、それについても予測の範囲の中に入れてやっております。そういうことも含めて、環境影響評価の図書の中に記載されております。

○比嘉京子委員 具体的に1例でも2例でも一今我々が生活の中で想像できる範囲以外で、全く我々が想像が及ばないくらいの影響は、何かその中にあるのでしょうか。

○大浜浩志環境企画統括監 生活環境への影響というよりは、塩害といいますか、それによる植物への影響はどうなっているかについては記載されているかと思いますが、そのように記憶しております。

○比嘉京子委員 では最後に、68ページの埋立申請手続内容審査にかかわる部分の処理概要ですが、前から皆さんが指摘している埋立土砂の外来種混入です。混入を阻止すること、または予防することは誰が考えても不可能だと思いますが、皆さんとしてはどうですか。これだけの土砂から全部ふるいにかけるわけにもいかないし、これだけの土砂から外来種混入を防ぐことは可能だという考え方ですか。

○大浜浩志環境企画統括監 当然、九州あたり、奄美大島あたりからも岩ズリを搬入することになります。その周辺の環境がどのようなになっているかということは、今我々のところで把握しておりません。とるところの環境がどのようなになっているかについて、今後事業者に聞いていこうと思っております。今

言ったものに対しては、評価書の中ではなかなかこれを示すことができなかつたものが、補正評価書ではある一定のところは書かれてきております。これにつきましては、これが十分かどうかの確認作業が必要だと我々は思っています。それができるかどうかも含めて、沖縄防衛局のほうに土木建築部から質問も出していますし、我々もそれを見ながら審査していくという段階です。

○比嘉京子委員 もう少し踏み込みますが、結局は運んでくる場所の問題のみならず、運んできた後にここでどういう生態系に影響を及ぼすのかということ、本当に自然を守るために混入物を予防するという観点が本当に可能かどうか、100人中100人に聞いても、見えるもの見えないものを含めて、私は不可能だと断言してもいいのではないかと思います、最後にどうですか。

○大浜浩志環境企画統括監 陸域起源の土砂の使用という形ですので、その辺のところの供給元の現地調査もして、どういうものが成育しているかについても確認したいと思っています。そのことを事業者に聞いていきますが、確実にできるかどうかについてはここでは申し述べることはできませんが、我々としてはきちんと確認をしながら審査をしていきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 陳情第101号無秩序なアスベスト（石綿）解体工事に対する指導の強化を求める陳情についてお聞きします。県のほうで米軍の施設内でアスベストを使用されているという建物について把握しているのか、そういった調査をしたことがあるかどうかですが、その点についてどのようになっていますか。

○大浜浩志環境企画統括監 米軍基地内のアスベストの工事関連ですが、先ほど申しました陳情にもありますが、沖縄防衛局が発注する工事につきましては、大気汚染防止条例に基づいて届け出がされております。実際届け出が来て、その都度保健所が確認に行ったりということで指導をしているところです。米軍が発注をするものについては、なかなかつかめないことが実情です。

○又吉清義委員 米軍が発注するものについては、つかめないではなくて、県としても、防衛省としても、米軍の施設内についてアスベストがあるかないか

を事前に調査することによって、発注するときには非常に対応もしやすいかと思えます。そういった把握について防衛省と詰めたことはありませんか。

○又吉進知事公室長 アスベストの問題、今米軍基地に限ればそういう発想は大変重要だと思います。そもそもアスベストへの対応は、一般の民間の住宅でも、そこを解体するとか、あるいは建て直すときに、それが飛散しないような形で取り扱っています。したがって、そういうアクションが起きたときに徹底的に調べましょうという体系になっておりまして、米軍もほぼ同じだと考えられますが、ある住宅地区棟を建て直すときに、防衛省としてそこにアスベストが存在するかしらないかを調べるということで、今委員のおっしゃった趣旨で事前に、今使われているものも含めて、どこにアスベストがあるかといったような議論はなされていない状況です。

○又吉清義委員 ぜひ、今後のために議論するべきだと思います。なぜかといいますと、アスベストは何も米軍でだけ使われているわけではなくて、以前は小学校、中学校、高等学校に全部アスベストが使われていました。いまだに民間にいっぱいあります。アスベストが使われているところは米軍だけではありません。実際に今回ある建物も一民家の建物ですが、アスベストが入ってる建物を取り壊すするために、地域とどのようにしてやろうかということで十分に協議します。それは完全に密閉型でやりますが、そこで私たちは何を要望したかといいますと、完全密閉型とはどういったものか、どういう調査をするのかということで、環境汚染も1カ所ではなくて、東西南北全部つけてほしいと、それを見ながら取り壊しをしてほしいということで。取り壊した物をどのように処理するという行程表も全部出してほしいということで、このようにしてアスベストは処理していくということで、地域住民に不安を与えずにやろうということで協議して進めています。そのように、取り壊す業者または発注する側が、しっかりとここはアスベストが入ってますという事前情報があれば、この陳情には無秩序という書かれ方をしていますが、そういった工事を発注する側も受ける側もお互いに健康を害することなくできると。事前に予備知識があれば大丈夫だと思います。そういう意味からしますと、ぜひ今後県もアスベストが米軍施設にあることを把握することによって、米軍の工事を受けた側は県に確認することができますというアフターケアをしてあげることができれば、安心して工事ができると思います。そういう意味でも、ぜひやっていただきたいと思います。本当にアスベストは民間にもたくさんあることが事実です。これは本土復帰前の建物はアスベストを使うことが常識であって、保温関係、さび

関係でほとんど設計上入っていたことが実際にあります。民間でもしっかりとできる技術が既に確立しているので、県にはそこまで国と協議してぜひ進めてもらいたいと思いますが、今後の対応策としてそういったことが可能でしょうか。

○又吉進知事公室長 今の委員の御指摘は、やはり周辺住民、さらに作業に当たる県民といいますか、そういう方々の健康が懸念されるという観点だと思います。県としても米軍工事、アスベスト等が含有される工作物に対応する観点は、現在政府で適切に調査をした上で所要の工事を行っていると認識しておりますけれども、やはり周辺の住民の方々、自治体の方々の不安を解消するためには、きちんとした情報開示をしてほしいということをお願いしたいと思います。

○又吉清義委員 ぜひそういった情報開示をして、しっかりとした工事をするべきだと思います。沖縄労働局及び元請業者に確認したところということで健康診断のことがあります。健康診断実施の支援を平成25年8月7日から開始していると書かれていますが、健康診断を実施して当時かかわった方がどのくらい把握できたのか、またはどれくらいの方が健康診断を受けたのか、その辺は追跡調査をしていますか。やりますで終わるのではなくて、やはり当時のアスベストに対する認識からしますと恐ろしいという感覚が全くありませんので、やはり健康診断を受けていない方は県からぜひ個別訪問してでもやるべきことだと思います。現在の健康診断の経過状況はどのようになっているか把握していますか。

○武田智産業雇用統括監 陳情処理方針にも書いたとおり、元請業者からそれについて確認をしております。これについては健康診断の実施を8月7日から開始していることは確認していますが、その状況についてはまだ確認ができていません。これから沖縄労働局、元請業者から情報を収集していきたいと考えております。

○又吉清義委員 ぜひ県としても業者任せだけにするのではなくて、やはり追跡調査をして、当時携わった方々がどうなったかということ、健康状態をぜひ調べてあげることによって、わからなくてみずから病気だと思っている方もいるかもしれません。そういうことは早期発見、早期治療で—それだけで健康を害することをとめることができたなら、医療費も下がるし、家庭としても幸せだと思いますので、ぜひ県もその辺は一県民の幸せをしっかりと守る意味では、

ぜひ追跡調査をしていただきたいと思います。

次に、陳情第126号の2、返還跡地の調査・浄化・利用に関する陳情についてお聞きします。

65ページの上から2段目に沖縄防衛局は汚染の確認のためとありますが、関係機関と協議しながら対処していくこととしておりますとあります。たしかこの米軍基地内ですが、跡地返還に向けて事前調査ができるということで実際に行われていますが、なかなかやりづらいことが現状です。今の現状として、跡地利用がスムーズに進むためにも、県として基地内の土壌汚染などを実際に調査しているところがありますか。

○又吉進知事公室長 現在の枠組みでは、県、自治体が求めて、これを基地への立ち入りを司令官の裁量で許可することになっています。そこにいろいろと問題があって、今回の日米合意に至っているわけです。今実績という点では、これまで北谷町、泡瀬ゴルフ場跡地で認められた事例はあるようです。ただそれが、県が要望して、適切なタイミングで行われたかどうかの課題が残っていたと承知しております。

○又吉清義委員 ぜひ県にお願いしたいことが何かとありますと、日米協議の中で事前調査ができるということであつたかと思えます。しかし、そこで困難をきわめる一文化財発掘調査の場合は発掘したり、調査したら埋め戻しなさいということは、正直に言って無理な話かと思えます。しかし土壌汚染等、ボーリング調査は可能かと思えます。そういった可能な分野から国と協議して、いずれ返されるであろう基地に関しては、一日も早く活用できるようにするためには、県も国もみずからボーリング調査、土壌汚染に関してはどんどん事前に前倒しにするべきではないかと思えますが、その辺をあえてお尋ねします。例えばいい例を上げるとすると、8月の新聞に宜野湾市の近辺でマンガースの話が出て、PCBで汚染されていると。PCBも8年前のマンガースであつて、現在のマンガースではありません。その辺も過去のマンガースを持ち出してPCBに汚染されてどうのこうのというのはいたずらに市民の不安をおおるだけですから、やはりそういうことが出てきた場合、県として実際にその近辺をボーリング調査して、本当にどうなっているのか調べるべきだと思います。それからもう一点、ぜひ県にお願いしたいことは、あと2年以内に返還されるであろうと、着実に進んでいる普天間西地区の52ヘクタールですが、やはりそこに関しても、返還されたからには一日も早く跡地利用ができないとそれだけ大変なことになりますので。那覇市の新都心でも28年かかっています。返

還されて整備されて、最初の建物が建つまでに28年かかっています。それを少しでも短縮する意味では、西普天間地区に関して、ぜひ土壌汚染の調査などができると思います。そういうことを徹底して前倒しでやっていただきたいと。これは地域住民、市民からの切実なお願いですが、そういうことでぜひ頑張っていたいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 まず前段の調査のあり方という点ですが、現在の枠組みで入ったときに、例えば環境問題のときにサンプリングが許されないとか、そういった県の意向に沿わない事例が起きています。今回の日米合意の枠組みはまだはっきりしておりませんで、11月までに取り決めを行うということです。昨日、知事から外務大臣、防衛大臣に対して所要の掘削を認めていただきたいと、つまり単に表層を調べるのではなくて、そこを掘ることを認めていただきたいということは申し上げております。これについては具体的な回答はありませんが、県としては引き続き求めてまいりたいと考えております。また西普天間地区につきましては、宜野湾市も大変有用で期待していると聞いております。所管は企画部ですが、宜野湾市と県の間で、あるいは国と利活用に関する協議会を現在つくっていると聞いております。その中で早期の利活用ができるということをきちんと話し合っていくということで、その体制をつくっております。

○又吉清義委員 ぜひできるところから一受け身で待つのではなくて、積極的にそういった協議会でもぜひ提案して進めていただきたいと思います。そうすることで返還されてやはりよかったとなりますので、返還されて30年も40年も草が生えている状況では大変なことになりますので、そういったことをさせないように県もぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、60ページ、陳情第124号についてお聞きします。

いつもわからない分野が1つあります。よく海ではジュゴンの話が出てくるのですが、宜野湾市は人口9万4000人ですが、ジュゴンは沖縄本島内に一体全部で何万頭いるのか、辺野古近辺では何万頭くらいいるのか確認したことはありますか。

○大浜浩志環境企画統括監 埋立申請書、補正評価書の中でもそうですが、少なくとも3頭は確認されているという記述がございます。

○又吉清義委員 人の命は地球よりも重いと言われていています。宜野湾市民は9万4000人もいるので、基地の固定化は断じて許されるものではないので、それ

でジュゴンは何頭いるのかと。宜野湾市の人口よりも多いのかと非常に気にしていたので。3頭足らずということですね。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 陳情第125号、陳情第126号の2についてお聞きします。
基本的なことから聞きたいのですが、たしか一般質問の答弁で国内法が適用されないということだったと思いますが、再度確認したいと思います。

○大浜浩志環境企画統括監 今回の沖縄市のサッカー場につきましては、返還跡地ですので一昭和62年に沖縄に返還されておりまして、平成8年からは沖縄市がサッカー場として使用しているところです。その区域につきましては国内法の適用がされますが、いわゆる基地内におきましては一般国際法上、国内法が適用できないという外務省の回答がございます。

○新里米吉委員 日米地位協定で、アメリカ合衆国は返還跡地について原状回復義務を負わないとありますね。したがって、汚染の実態があっても浄化の義務はないということになりますね。米軍側に汚染の実態があっても、彼らは浄化する義務はないと。

○又吉進知事公室長 これは日米地位協定の原文を読んだほうがいいだろうという判断で正確に読ませていただきますが、「合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たって、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない」ということが本文です。

○新里米吉委員 ですから返還するときに原状回復の義務がないわけですね。

○又吉進知事公室長 文章からはそのように読み取れると思います。

○新里米吉委員 したがって、いままで返還した跡地で米軍が浄化したことは一度もないのではないですか。

○又吉進知事公室長 軽微な例はよくわかりませんが、100%承知しているわけではありませんが、大規模返還跡地において米軍が能動的に、積極的にそういった行為をしたという情報はありません。

○新里米吉委員 そうしますと、この責任は現在においては日本政府にあると理解するべきですか。

○又吉進知事公室長 原状回復の責任は日本政府が負うべきだと考えております。

○新里米吉委員 現在、返還されたときにはどのようにやっていますか。調査して、汚染の実態がないか調べて浄化しなくてははいけません。これは現在どうしていますか。

○又吉進知事公室長 実際に返還の期日の前に、返還の合意ができた時点で、日米において返還計画をつくります。返還計画の中に環境の汚染、現実にそこに施設が残りますので、この施設をどのように撤去するかという詳細な計画が立てられてまいります。その中で所要の調査がなされるものと考えております。

○新里米吉委員 実際に調査の結果、汚染物質があると予測される、あるいは実際に間違いなくあるとはっきりしたときには、当然汚染物質を除去しなくてははいけません。これは現在どのように行われていますか。

○又吉進知事公室長 実際に出てきた場合は、政府の責任において、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法一跡地利用推進法の理念に基づいて政府が行うと。これはこれから出てくることも含めてそういうことになっております。今微妙なことは、予測されると委員がおっしゃいました。これをどのくらいの確度で予測されるかが問題でありまして、それにつきましては土地の使用履歴を出してくださいと県は言っているわけです。ですからその問題はあろうかと思えます。

○新里米吉委員 使用履歴について、現時点においてアメリカ側はどのように答えていますか。

○又吉進知事公室長 使用履歴の開示は、アメリカ側からは行われていません。

それに対するべき論ですとか、そういう議論もありません。

○新里米吉委員 沖縄県はそれを要求しているわけですね。

○又吉進知事公室長 要求しております。

○新里米吉委員 日本政府はどういった姿勢をとっていますか。

○又吉進知事公室長 明確にそれを提供すべき、それを制度化すべきという議論には至っていないと承知しております。

○新里米吉委員 アメリカにも求めなくてはいけないけれども、日本政府の姿勢をしっかりとさせないといけないということが一当然のことながら、日本政府が提供しているわけですね。アメリカは原状回復義務さえもないと。日本政府の責任は、今の法体系のもとでは日本政府の責任は非常に重いにもかかわらず、沖縄が要求している一どこに何があったかを知るためには履歴が非常に大事な資料になるのに、それについて日本政府は真面目に対応していないということになると思いますが、どうですか。

○又吉進知事公室長 真面目か不真面目かは私のほうでは判断しかねますが、責任が提供者たる日本政府あるいは使用者たる米国政府にあり、沖縄県民には責任はないと断言してよろしいかと思えます。したがって、法的に米側に義務がない以上は日本政府がその責任を負うべきだと。したがって、使用履歴の開示は一つのプロセスといたしましても、そこに健康等に影響がないように原状回復するということにつきましては、日本政府は一定の努力をしていると思えます。ただ制度につきましては、この間の日米の合意にもあるように、まだまだ不備な点があるのではないかと考えています。

○新里米吉委員 もしそこから非常に危険な物質が出てきたときに、被害を受けるのは沖縄県民です。日本政府の職員ではありません。ところが、この責任は本来日本政府が第一義的に負わなくてはならない法体系になっています。沖縄県が県民の生命、財産、健康を守るために、これは履歴が必要だと。そうしないとまともな調査ができないし、危険物質の除去ができない浄化ができないということを感じているのに、日本政府がそれを真摯に向き合って取り組もうとしないことは許されない話だと思います。まずは日本政府の姿勢を正さなく

てはいけません。沖縄は要請ができるにしても、外交交渉は日本政府がやるので、その交渉すべき日本政府がこんなに重要な問題で態度を曖昧にしていることは、沖縄県として、これは許される話ではないと思いますが、どうですか。

○又吉進知事公室長 県としましては、利用の履歴も含め、きちんとした制度をつくっていただくということを含めて要望しておりますし、引き続き要望してまいりたいと思います。

○新里米吉委員 ぜひ日本政府の姿勢から正して、しっかりとした対応を日本政府が米国側とできるように、これから強く求めていく必要があると思いますので、知事も知事公室長ももう一度再確認して、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。現在、汚染物質があるとわかったときの処理はどのように行っていますか。

○大浜浩志環境企画統括監 先ほどもその都度答弁しておりますが、処理につきましては、産業廃棄物に該当するものについては、県内の産業廃棄物処理業者で処理しているという状況です。処理できないものは県外にも搬出して処理しております。

○新里米吉委員 その負担は日本政府がやっているわけですね。

○大浜浩志環境企画統括監 現在、日本政府でやっています。

○新里米吉委員 それはいつごろから、そのようなことをやるようになりましたか。

○又吉進知事公室長 実際に具体的な取り決めについては資料を持っていませんが、平成7年ごろの恩納通信所の問題、そのあたりで顕在化しまして、強く求めて、政府において措置がなされていると承知しております。

○新里米吉委員 十数年前からしっかりと調査して、日本政府が汚染の浄化をやるようになったと。平成7年以前は、そういうことが十分になされてなかったということですね。

○又吉進知事公室長 顕在化していなかったということだと思います。隠れた

ところでそういう事態が起きていたかどうかについてはわかりかねます。明らかになっていなかったという状況だと思います。

○新里米吉委員 結局は今から20年以上前はそのまま返されて、新しいところで2002年の北谷町でのコールタールの問題、今回のような問題—実際に掘って工事をしようとしたときに出てきて、こういう問題が起きるとい状況になるわけですね。今の話からすると、平成7年から後はきちんと調査して日本政府が責任持ってやるけれども、それ以前に返されて、そのまま使って、その後再工事したりして穴を掘ったりしたらいろいろなものが出てきたと。こういう場合は、金はどこがどう負担しますか。

○親川達男基地防災統括監 今の御質疑は、まさに沖縄市のサッカー場がいいケースだろうと思います。そういった支障物が出た場合には、県も国に求めますが、そういったものが表に出ないような形で返還されたものがあったのかもしれない。恐らく沖縄市のサッカー場は、この問題が出たときに使用履歴も国に確認しました。国からの回答については、その部分については、特に構築物—利用されていたものはなかったと米軍から回答があったと県も報告を受けています。引き続き使用履歴についてはお願いしております。ただそういった形で出た場合の法体系が、実は整備されておられません。今般成立した跡地利用推進法も今後返還される基地跡地が対象になりますので、県としては今の法律の趣旨にのっとり、過去に返還されたものが米軍由来のものである場合には、しっかりと国が支障除去をやるべきだということを求めています。今般の国の対応は、そういった趣旨に基づいてされているものと理解しております。

○新里米吉委員 これは米軍基地跡地を使っているわけで、そのまま返されて、当時はきちんと調査したり浄化をどうするかということを法的にも、実際の認識としても十分になかったと。そういう中で返還されて、どう考えてもあのドラム缶は我々が勝手に埋めたわけではない、基地内にあったのだから。米軍がやったことは、客観的な状況としては誰が考えてもわかる話を、責任をとるべき日本政府が履歴がないとか何とか言って。日本政府が提供者なんだから当然責任を持つべきだと。勝手に沖縄県民が提供した土地でもなくて、強引に取り上げられて日本政府が提供している形をとっている。日本政府が責任を持って経費の負担もするべきなのに、これが曖昧にされることは許される話ではないです。

○親川達男基地防災統括監 まさにそのとおりです。この部分について、国が全面調査をこれから行います。それから支障除去が発生する場合は国が行うということも表明しておりますので、沖縄市のサッカー場につきましては国が行うことになっております。

○新里米吉委員 沖縄市のサッカー場だけではなくて、似たようなことが今後あちらこちらで起こる可能性があります。既に返還されているところは似たようなことが起きると想定しておかなくていけないので、全て日本政府が責任を持つような法体系の整備をしていかないと非常に問題があると思います。沖縄市の今回の調査に対する評価は、皆さんはどのように見えていますか。

○大浜浩志環境企画統括監 今回6月に沖縄市のサッカー場の工事現場から埋設物が発見されたということで、地主ということもあり、当初から沖縄市はそのものについて取りかかっております。調査を行うに際して、7月上旬には調査している状況がありました。いままででない調査をしていると。精度の高い調査をしていると。調査結果についても公表もするし、住民説明会も計7回ほど行って、いろいろな形で住民にも不安感を与えない形での対応をとっているということです。対応につきましては迅速であるとともに、いい調査結果が出たということで、我々としては高く評価していいのではないかと思います。

○新里米吉委員 私も沖縄市のサッカー場の今回の調査について高く評価をしています。調査報告書も読みました。ここに書いているように、沖縄市がこれだけ明らかにしないと実態がわからなかったということがあろうかと思えます。非常に細かく、しかもしっかりと調査を行ったと高く評価しています。その中ではっきりと、245Tを含む枯れ葉剤及びその他の除草剤PCBから由来したダイオキシン類とその他の有害物質による複合汚染であると言えるということが調査結果、細かい資料も含めて、その中からそういう結果を出しています。周辺の地下水、河川水などの緊急な調査と対策が望まれるとしていますが、今後地下水、河川水の調査はどのように行う予定ですか。

○大浜浩志環境企画統括監 周辺地域の環境につきましては県のほうでやっております。その状況では今のところは異常値は出ていませんが、今後も全面調査をするということがありますので、その中でも我々はモニタリング調査をしっかりとやるという形で対応をとろうと検討しております。

○新里米吉委員 沖縄防衛局も調査報告書を出していますが、2つあるのですね。平成25年7月となっているけれども、これはどちらかが先でどちらかが後だと思えます。報告の内容が少し違います。違うというのは、1つは調査報告書、もう一つは調査報告書に考察と提案と入っているもの。まとめのところで、1つ目はこういうことを書いています。ドラム缶付着物、それからドラム缶付着物（水）、どちらもPCBは検出されなかったと書いています。報告書にそう書いています。沖縄市のものは表層のものは別として、中にあるドラム缶からは検出されている。きちんと細かい数字、それぞれの化学物質を取り上げて、全部書いて、その中から先ほど言ったようなPCBを含めた複合汚染のことを書いています。もう一つ、考察と提案と書かれているものは、また違うことが書いています。先ほども言いましたように、ドラム缶付着物の中で埋設されたドラム缶には油類、245T、PCP、PCBが単体あるいは混合された状態で含まれていたと推定されると。同じ沖縄防衛局の調査結果でありながら、少しニュアンスが違ってきます。多分、PCBはないというものが早く出て、沖縄市の発表があって、もう一度細かく調査せざるを得なくなって後のものを出して、ここでは沖縄市が発表したものをある程度認めるかのような書き方になったのかと勝手に推測しています。皆さんはどう見えていますか、この違いに気がつきませんでしたか。

○大浜浩志環境企画統括監 委員が持っているのは2種類ありまして、調査報告書としては2つのものが1つになって最終的な報告書になります。まずデータなどの数値は最初に調査報告書として出したと。考察はいろいろと詳細にしなければならぬので、それについては時間がかかって考察という形が出ています。これらも一緒になったと考えますと、PCBにつきましては沖縄市の調査では確認されておりますが、沖縄防衛局の調査では確認されなかったということがございます。これにつきましては、調査方法が違うということがまずあります。沖縄防衛局は汚泥としての調査をしていると、沖縄市につきましては廃油としての調査をした関係上、定量下限値が違うものですから、調査方法が違って確認されなかったという形になっております。沖縄防衛局の考察の中でもPCBが含まれていると推定されると書いております。

○新里米吉委員 1種類目と2種類目が違うと言っています。

○大浜浩志環境企画統括監 沖縄防衛局の最後のまとめの部分でも推定される

という形では出ております。調査結果を見ると出ています。

○新里米吉委員 それだけに今後の調査についても、今後そういう問題が起きたときには当該市町村なり、県なりも一緒に対応していかないと、沖縄防衛局任せだと一言い方は悪いですが、手抜きをする危険性があります。今回のように最初の調査ではP C Bは検出されなかったとあって、後から推定されますというわけですから。同じまとめで一2種類目でやっとな沖繩市の調査を認めるような回答になるわけですから。その辺は今後のあり方に、私たちとしても対応の仕方について非常に大きな示唆を与える調査結果だと思っています。それだけに沖繩市の、今回のこれだけ一生懸命に調査して、しっかりした機関にもお願いしてやったことを高く評価するということころはそれです。今後の我々の姿勢に示唆を与えるようなことだろうと思っていますが、どうですか。

○大浜浩志環境企画統括監 まず調査の状況ですが、試料のとり方から違うということがあります。まず沖繩市から試料をとって、その後に沖縄防衛局が試料をとるという順序でした。いずれにせよ埋設されたドラム缶につきましても、ほとんど内容物が確認されない状況でしたので、沖繩市のほうが試料を多くとっていることは確かです。そういった形で濃度等の差が出てきていると考えております。そういった形でも今、自治体と国のデータが違うことになっています。今後はそういうことを踏まえて、3者できちんとどのように調査するかについて協議して、今後の調査につなげていくよう対応していきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 現実に今、宜野湾市では基地が1年半後に返されようとしております。

この陳情第101号についてお聞きします。西普天間地域の住宅街にアスベストが含まれている住宅があるという話ですが、それは県は確認なさっていますか。

○大浜浩志環境企画統括監 西普天間地区の件ですが、今のところ我々のほうにアスベストが使用されているという情報はございません。今後の返還計画が立てられると思いますので、その中に我々も入ってしっかりと計画を立てるな

り、調査していく形を検討しております。

○呉屋宏委員 私はこの跡地対策協議会のメンバーの一人として、今回のいろいろな質疑を聞いて感じることは、1年半後に返される西普天間地域の52ヘクタール、ここで危険物が発見されると、返還前ですから当然アメリカがやらなくてはいけないということになっています。1年半後に返還された後、約3年前後かけられると言われていた危険物の処理期間。この処理期間の中で、当然全てのを処理するという事になっていると思います。この部分が非常にファジーになっているような気がします。なぜ今の段階で一米軍が認めてやるとは思えないですが、今のうちから一つ一つを、除去期間の3年間をかけずに調査することはできないのですか。

○又吉進知事公室長 我々が政府から提示されているのは6月に出た統合計画であり、そこに図面と簡単なあらかりのスケジュールが出ているわけです。これを読む限りでは、今委員のおっしゃったような非常に予測できない事態に対応する対応はここに書いていない。ただ県が求めていることは、速やかに返していただきたい、利用を図りたいということです。仮にそこで住民の健康や環境に重大な影響が起り得るような事態があれば何にもましてそこを最優先で処理するべきということには変わりません。これが出た場合に何年かかるという、そういった形での要望は具体的に県はしていない状況です。

○呉屋宏委員 これは県も認めていることですが、西普天間地域の返還は、今後の再編で返還されるこれからの米軍基地のモデルにすると、モデルになると言われていた、言われてきた部分です。ましてや1年半後には間違いなく返ってくる。宜野湾市としては西普天間地域とコリドー地域—いわゆる国道58号線沿いの地域についてはセットで返してほしいという要望も、これまで地主会も含めて宜野湾市は要望してきました。返すのであればコリドー地域とセットで返してもらわないと、袋地になってしまったこの52ヘクタールの開発ができないということをやってきた。この土地をとるときにも強制で接収して、返すときにも強制で返すことが恐らく日本政府のやり方だと思っており、本当に腹に据えかねるところがあります。返ってくるときにも法の整備をしてもらわないと困るのは、例えば、あの地域は一特に伊佐交差点の地域、皆さん記憶にまだ残っていると思いますが、土を掘っているとそこから戦車が出てきた地域です。ですから、ほんとにごみ捨て場のようなところ。ましてや戦争時には艦砲射撃をされたところだろうと。そこは田んぼ地域だったので、恐らく不発弾が

かなりめり込んでいて、内部まで入っているのではないかとされている地域です。これを3年でやるということは非常に厳しいところがあります。それは3年という法的な期間は定められていないので、4年かかろうが5年かかろうがやる。しかし、皆さんは特定軍用地として、この52ヘクタールを指定していく予定があるのですよね。まだ指定されていないのですよね。その辺を確認しておきたいと思います。

○下地正之跡地対策監 西普天間住宅地区の取り組みについての説明からさせていただきます。統合計画で平成26年度またはその後に返還と示された西普天間住宅地区については、宜野湾市、宜野湾市の地主会、県、沖縄防衛局、沖縄総合事務局の5者の実務担当で協議会を本年4月に設置しているところです。現在、跡地利用計画または支障除去措置関係の諸問題について、この協議会の場で協議しておりますが、今御指摘の支障除去の関係—アスベストの問題等については、まさにこれから議論を始めようとしているところです。県議会でもいろいろと取り上げられておりますが、支障除去作業部会あるいは協議会には県の環境部局もメンバーになっておりますので、今後そういった対応についてしっかりと協議を進めていきたいと考えております。特定駐留軍用地の指定につきましては、用地の先行取得をするという跡地利用推進法の制度がありまして、本年5月に西普天間住宅地区は特定駐留軍用地に指定されております。

○呉屋宏委員 ということは、これはまだ軍用地でありながら、もし地主の皆さんが売りたいと言ったら、当然所得控除を掛けた形で買い取れるという形になりますよね。

○下地正之跡地対策監 土地の取得を実施するためには、まずは国が特定駐留軍用地の指定をすると。これは今説明しましたように既に5月に指定されております。次の手続としては、県または市が特定事業の見通しを定めなければなりません。特定事業の見通しと申しますのは、公共事業の種類、面積を定める。その手続をして初めて、土地の取得が実施できる仕組みになっております。

○呉屋宏委員 それはいつできますか。

○下地正之跡地対策監 これにつきましては、今まさに協議会のほうで検討されております。土地の先行取得については、宜野湾市のほうで検討している段階です。

○呉屋宏委員 見通しはいつごろですか。

○下地正之跡地対策監 返還が平成26年度またはその後と示されていますので、早い段階から土地の取得をしなければなりません。といいますのも、今平成25年度ですから、平成26年度にはしなくてはならない。県と宜野湾市の協議の中では早い段階で特定事業の見通しを立てるようということですので、次年度中に購入するとすれば、今年度中の早い段階では特定事業の見通しの策定に向けて調整を進めていく状況になろうかと思えます。

○呉屋宏委員 ですから、ここで一番問題なのは、この指定されたのは平成27年3月までしかこの事業はできません。つまり返還されて、危険物の処理をしている期間はそれができないわけです。だから我々が今宜野湾市とやっていることは、なぜこれを危険物の処理期間まで含めてやらないのかと、それはおかしいという話になっているので、アスベストもそうですが、危険物の処理を含めて軍用地をスムーズに返してもらうためには、そういう法的な整備をもう一度国とやり直さないといけないと思っています。危険物処理の3年間、4年間の間に、本当にこれまでと同じように指定を受けたところがそういうことができますか。

○下地正之跡地対策監 跡地利用推進法の規定では、土地の先行取得ができるのは返還までとなっております。

○呉屋宏委員 ですから、返還までということとは、これができるのは来年、再来年の3月までのあと1年半だけです。危険物の処理にかかったら土地を買い取って所得控除ができない。そうしたら地主は、本土の人だろうが誰であろうが売っていきます。そうしますと、この52ヘクタールの返還がスムーズにできません。ですから、先行取得は今の法律で縛ると、200平米以上の土地を売りたい人は必ず役所に連絡をしなければならなくなっていますよね。ですからこれは生きるわけです。しかし、返還された後にこれができないとなると、それはおかしいと。宜野湾市のためになっていない。もちろん返還されるまでの間は評価します。返還されて危険物の除去がなされない限り、地主はこの土地を使いたくても使えません。そこが一番の問題であり、そこはこれから議論をしっかりと踏まえてやる気持ちがあるのかどうか、どうですか。

○下地正之跡地対策監 まさに委員がおっしゃったことが課題として取り上げられております。跡地利用推進法に基づく土地の先行取得は返還まで。返還後の対応をどうするかということで、跡地利用推進法の土地の先行取得がなぜ返還までかという話になりますと、これは国の説明がその協議会の中でもありましたが、返還後は一般法が適用できるということで、土地計画事業とかそういったことを実施して土地の取得ができるという説明がありました。これも今まさにこの協議会の中でどのように対応していくかということ協議中ですので、国、県、宜野湾市が協力しながら、対応策について今後検討していきたいということです。

○呉屋宏委員 もう一つ皆さんにわかっていたきたいことは、国が決めた200平米以上という法律的な一省令か政令かわかりませんが、そこで決めています。しかし、それは弾力的に100平米以上はやろうということで皆さんはやっています。なぜこのような下限をつけるのですか。あの地域は、本当に段々畑の小さな田んぼばかりがあったところですよ。そこに100平米以内もあります。それこそ先行取得をしてもらわないといけません。ここをそのまま残しても使いものになりません。ですから、そういうことを含めて、この地域については下限をつけるべきではないと思っています。それをやるつもりはないのかどうか。

○下地正之跡地対策監 跡地利用推進法の規定におきまして、先行取得制度をする仕組みが2つあります。1つは民民の売買をしようとするときには市役所に届け出る、これが法律では200平米以上となっております。もう一つが地主の方が市町村あるいは県に土地を売りたいという場合は買い取りの申し出をする、これも200平米以上となっております。これは法律でうたわれていると。なぜ200平米以上かといいますと、これも法律をつくった経緯は国ですので、多分公有地の拡大の推進に関する法律とかも200平米以上となっておりますので、そこを参考にしたかと思えます。一方で買い取りの届け出をする場合は、200平米を100平米まで市町村の条例で緩和することができます。また、申し出るときには市町村の規則で100平米まで緩和することが政令にもうたわれております。宜野湾市のほうでは、買い取りの申し出に関しては、規則で100平米まで緩和しております。我々も、本来ならば土地が細分化されて地権者の数がふえ、または県外、国外に地権者がふえることを抑制することも、跡地利用の将来の合意形成の促進のために必要なことだということで、跡地利用の土地の先行取得制度をつくったときには国にも説明をしました。100平米以下の土地の対応についてはまだ法律上の対応策はございませんが、何らかの形で対応し

ていく必要があると思っています。

○呉屋宏委員 今、跡地対策監にこういう話をしても、皆さんのところでこれが決まるわけではないですが、ただそういう声が地元にあるということはしっかりと国と話をしないと、協議会には内閣府も出てくる、防衛省も出てくるで、一応の顔はそろっているけれども、この人たちの話を聞いていると、地元の地主の皆さん、あるいは宜野湾市の皆さんの思いになっていません。あなた方が当事者であればそうしますかと私は協議会の場でも言いましたけれども、1500万は買い取ることができずとかわけのわからない話をして、我々が借りてくださいと言った土地ではないですよ、今返してくださいと言った土地でもありませんよと。あなた方は宜野湾市のためにどうするかとか、沖縄県のためにどうするかとかを前提に防衛省は考えているのかと。内閣府は跡地をきちんと処理しようと考えているのかと。それに3年と言っていますが、あの土地に不発弾がどれだけ埋まっているかわからない。アスベストの処理がきちんとできるかどうかも決まっていない。今の答弁の中にあるように、あるかどうかさえわからないと言っています。ということは、全てここからの調査です。3年で本当にできるのか、これが3年ではなくて5年、6年と延びれば延びるほど、この土地の売買は非常に後々の区画整備事業に重くのしかかってきます。ですから、その辺もしっかりと考えながらやらないと、実は米軍基地関係特別委員会はこういう話できません。全部出てくるものについては陳情だし、飛行機の問題も大事ですが、跡地の問題ができません。一部をつかまえてしか質問ができないというところにもどかしさを非常に感じています。それも米軍基地関係特別委員会としても考えなくてはいけないと思っています。目の前にある西普天間住宅地域の返還は、沖縄にとってはこれからの見本になるような返還ですので、しっかりと県は心してやっていただきたいと要望して終わります。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時24分 再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 二、三確認ですのでよろしくお願いします。

34ページの陳情第75号、東村高江の建設工事の問題で少し確認をさせていただきます。処理概要からすると赤土防止対策が適切に講じられているという内容ですが、私たちが現場を見るにつけて、あの状態で適切にされているのかと思いましたが。その後の変化というのが一私たちも現場を見て、そこでもビニールシートが敷かれた状態だけでは緩くないかと、しっかりした土どめをきちんとやるべきではないかということ現場で申し上げたつもりですが、あの状態から変わったことがありますか。

○大浜浩志環境企画統括監 この件につきましては、我々も東村高江ヘリパッドのアセスメント後の着工後の事故調査報告書が出されておりました、8月15日、16日に審査会の委員と一緒に入っております。その中においては、崩落現場は今のところ対策が講じられているという状況です。崩落が再度起こるとか、そういう状況ではなかったということは、我々も中に入って確認してきております。

○仲宗根悟委員 もう一度確認しますが、私たちも見た状態の中でビニールシートがかぶされているとか、土どめがされている感じは見受けられましたが、それからかなり崩落しているのかと思いましたが。現場で皆さんに申しあげましたが、あの状態で講じられたということですが、それともその後も何か手を施したということを確認されたということですか。

○大浜浩志環境企画統括監 委員の御指摘の多目的シートを敷いて、チガヤが生えるのを待つということでしたが、我々が8月に見た段階でも芝も結構生えてきておりますし、チガヤも一部生えてきておりますので、委員からもチガヤが生えてくるのは遅くはないと指導もございました。土どめもあれ以上のことをやっているわけではありませんし、その状況はほとんど前と変わりませんが、状況的にはブルーシートが敷かれていたということではありませんでした。

○仲宗根悟委員 そこで赤土の性質といいますか、緩くて崩落しやすい赤土の状態だという説明を受けた中で、やりとりがありました。チガヤが伸びていく段階で、性質として根がしっかりと活着すると土も崩落しにくいということですか。

○大浜浩志環境企画統括監　そういう草類が生えていくということも大事ですし、また周りのチガヤといいますか、伸びているものも大分伸びてきますので、そういう状況では少し落ち着いているのかということ、我々も現場を見てきました。委員からも活着につきましてはそう長くないというコメントもございました。

○仲宗根悟委員　そこで復旧方法についても、崩落しないような状態、ベストな状態としたら、道路が県道70号、近くに崩落現場があつて、その10メートルの杭を打ち込んだりしながら崩落を食い止める方法がなされていると、それに近いようなことをやるべきではないかという指摘もあつたと思いますが、県の立場として沖縄防衛局に対してそういった適切な処理をなさいという指示はなされたことはありますか。

○大浜浩志環境企画統括監　今N4-1が完成しております。今後N4-2に入ります。そこはN4-1で残土となった赤土を用いることになっておりますので、我々としては先ほども申し上げましたとおり、委員会より答申を受けました。答申の内容は、やはり同じような赤土ですが、地盤の改良も含め強度になるような構造になさいという答申もありますので、知事意見でもしっかりとそれを述べて対策をとるようにしております。

○仲宗根悟委員　知事意見も対策をとるようにと申し述べていますが、やるかやらないかは事業者において検討されてるものだと結ばれています。その辺は非常に心配なところですが、それについていかがですか。

○大浜浩志環境企画統括監　実際に工事に入る前に、我々も赤土等につきましては監視する形で、再三6月議会から答弁しておりますので、まず工事に入る前に調査して監視すると。工事をやっている途中にも、その都度監視していくという形でやっておりますので、監視を通して業者にきちんと対策をとらせていくと考えております。

○仲宗根悟委員　次の工事箇所も、遠くではありましたが見せていただきましたが、かなり急峻でせり出している場所が潰されているといいますか、そこでフラットにしながらそこにヘリパッドをつくるという内容でした。N4-2、そこから現場は大体似ている状態なのかと。やはり第2、第3と工事を進めながらも同じような崩落が起きかねないのではないかという気がしてなりません

が、その辺はいかがですか。

○大浜浩志環境企画統括監 N4—2につきましてもやはり、東側の急峻なところにつきましてもは無障害物体ということで、土地の改変はしませんが伐採はするという区域です。そこにも影響があってはいけないということで意見も述べておりますし、今後も崩落がないような工法、工事をするようにとっておりますので、我々としては監視を通じてきちんと工事をさせていくという形で考えております。

○仲宗根悟委員 午前中に新里委員からもありました沖縄市のサッカー場の問題です。県としては沖縄市の独自の調査を相当評価しているということで、今後のあり方としては3者含めてかかわっていききたいという内容でしたが、改めて確認したいです。

○大浜浩志環境企画統括監 今後、沖縄防衛局が全面調査をやることを表明しておりますので、また新たに発見されたドラム缶等がありましたら沖縄市も調査することを予定しております。県もそういう工事がある場合には、周辺の環境調査をきちんとやるという形で3者で協力してやっていくと。なおかつ、調査の方法、内容等につきましても3者できちんと調整を図って協議をしていくながら、情報もオープンにする形でやっていきたいと考えています。

○仲宗根悟委員 もう一つは、クロスチェックの方法や、皆さん第3者でなさっていくとおっしゃっていますが、専門家も交えながらいろいろ意見を聞きながら進めていくという方法もあろうかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○大浜浩志環境企画統括監 その辺のところを今回の調査で十分に把握できていると思いますので、今後も協議会の中ではしっかりとその辺のところも協議していきたいと思います。

○仲宗根悟委員 今回の件は新里委員も再三申し上げているとおり、いい事例といいましようか、示唆を与えるような件だったと私たちも思っています。県の立場も一生懸命にかかわっていききたいという意味では私自身は県も評価をしながら、こういう立場を貫いていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に返還跡地の問題を確認したいです。64ページ、65ページ陳情第126号の2についてお聞きします。処理方針の中で恩納分屯地で保管されたPCBの含有汚泥ですが、含有汚泥の量といいますかドラム缶でどのくらいあるのか、どういう形で、これからどうするのか、そのあたりについて詳しく教えていただけますか。

○大浜浩志環境企画統括監 恩納分屯基地に保管されているものは、先ほどありました平成7年に恩納通信基地跡地の汚泥から確認されたものです。汚泥がドラム缶で694本です。それが今保管されております。平成14年には航空自衛隊恩納分屯基地の浄化施設からPCBの汚泥が発見されましたけれども、そこはドラム缶で1100本ございます。そのようなものが今保管されている状況です。

○仲宗根悟委員 694本、1100本というドラム缶は福島県の処理認定施設に持っていくということですが、運ぶのは民間ですか。

○大浜浩志環境企画統括監 運ぶのは民間の業者になると思います。これにつきましても、処分ができる、特別管理の収集運搬業を持った方が収集運搬をしていく形になります。九州のものにつきましても指定された業者が持っていきますので、こん包から陸路の輸送、港から船への搭載、搭載して船で持って行って向こうでおろすところまで、きちんと後が追えるような形での体制をとって運ぶことになります。

○仲宗根悟委員 もう一つ確認したいのですが、平成7年の恩納通信施設から出てきたドラム缶という話でしたが、その処理までに16年かかったというのはどういう理由ですか。

○大浜浩志環境企画統括監 やはりPCBが難しいものであり、処理施設がなかなかつくれなかったということがあります。そこで平成13年に国が全国5カ所で処理施設をつくるということから始まっております。そういう関係でまずは全国5カ所のPCBの処理施設をつくるという形になっておりまして、そういうところにできても、沖縄も、西日本、九州、中国、四国のものも北九州で処理するという形になっておりましたので、順番待ちとなりましたのでこのように時間がかかったということです。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 陳情第126号の2についてお聞きします。今のPCBについてですが、PCBは大体恩納通信所跡地に出ているけれども、そこはどのような基地の跡でしたか。なぜそこでPCBが使われていたのか。

○又吉進知事公室長 今、御質疑のあった恩納通信隊は、その名のごとく通信、米軍恩納通信所ということで、通信を担っていたと。具体的な任務等については承知しておりませんが、そういう施設であったと承知しております。記録によりますと汚水処理施設、汚水処理層内の汚泥だということでして、汚水処理の過程でPCBが堆積したと承知しております。

○吉田勝廣委員 通信基地ですから、汚泥施設があって当時その中にPCBとかいろいろな有害物が含まれていたと。そうしますと通信基地はPCBを使う何かがあったのだろう。PCBがどのように使われていたのか。それがわかると大体一例えば、泡瀬通信基地だとか国頭村におけるVOAの通信基地がたくさんあります。また同じ恩納村に航空のところでPCBが発見されているわけです。そうしますと大体PCBがどこで使われているのかという想定ができるのではないかと。想定に基づいて今度は基地の調査をする必要があるのではないかと。そういうことですから私は聞いています。

○大浜浩志環境企画統括監 当然通信跡地ですので、そのようなものがあるとすれば、コンデンサーなりトランスといったものが使われていただろうと想定できます。まだ資料的に我々はそういう回答はもらっていませんが、そういうものがあって、処理の段階でPCBがそこに混入しただろうという想像はできますが、どういうものが実際にあったのかどうかはまだ不明です。

○吉田勝廣委員 想像はできる。過去、そういうところで使われていた大きなコンデンサーを見たことがありますよね。国頭村でもそうですし、恩納村でもそうです。コンデンサーやトランスとかに使われるPCB、それをある意味では復帰前、復帰後、要するに土の中に捨てればいいわけです。そうすると、昔はPCBが有害物質であるということがなかなかわからない時代にはトランスに手を突っ込んで一私も昔経験がありますが、手を突っ込んだことがあります。私が言いたいことは、そういうところを追跡をしてどうなのだということが大事だということです。例えば、VOA施設のある国頭村もあるかもしれない。

航空自衛隊もある、那覇もあるかもしれない。洗浄してしみ込んでいると、こういうことも考えられます。膨大な基地ですから。そういうことを通して基地の歴史というか、それを問い合わせてもなかなかうまくいきません。場所の指定はどうかということ、昔の写真や昔の基地の実態とかを、そこで働いていた基地労働者からどうであったかということ聞き出しながら調査に入らないと、この問題はまた出てきます。今は寝ているという感じがします。恩納通信所一つ見ても、通信基地はたくさんあります、読谷村にもあるわけですから。そのところをもう一度再検討する必要があると。地下深く進んでいると。それが例えば水源地というか、湧き水というか、そこに流れていたとするとどうなんだろうと。湧き水はしみ込んで通っていくまでには30年から50年かかるようです。そうすると今ごろ出てきているのかという思いをしないでもないです。湧き水を使って飲料水にすることはなかなかないかもしれませんが、その辺の調査検討は環境生活部がやる部分ではないかと思いますが、その辺はどうですか。

○大浜浩志環境企画統括監 県におきましては、基地から派生する排水関係につきましては、年を通して公共水域で測定をしているところです。今の段階ではPCBやその辺の有害物質の確認はありませんが、当然そのようなものが出ていくという形になればきちんと調査で引っかけるとは思いますけれども、現段階では基地排水の調査では確認されておられません。県としても引き続きこのような調査はやっていくと考えております。

○吉田勝廣委員 私が言ったことはそういう意味ではなくて、要するに通信基地の一先ほど言いましたボーリング調査です、わかりませんか。なぜ返還された後に恩納通信所でそれがわかったのかということです。その経過を追っていけば大体わかりますよね、なぜ発見されましたか。そういうことを通して進めていかないと。沖縄電力株式会社もたくさんトランスを持っています。その処分ができていません。これを恐らく処理するとなると莫大な費用が必要です。極端に言いますと、PCBを処理する施設がなくてPCBを使っていたということです。今の原発と一緒にです。それをつくるために長い間時間がかかったと、だからPCBの処理ができなかったということです。それで沖縄県も、北九州を中心として補助金を出して、その施設をつくったということですよね。PCBを運ぶことは非常に重大なことです。約1700本くらいあるので、運ぶときに道路を通るときにどうするか、港から搬送するときにはどうするかとか、これは非常に重要な規制が入るわけです。簡単ではないです。そういうところも

含めて危機管理体制をしっかりとしていないとだめです。かなり厳しいですよ。空から追っかけるものも必要だといっているわけですので、それくらいPCBは大変な物質であるということです。ですから、PCBを使ったと思われる基地を今後の調査対象にどうするかということです。それからもう一つ、PCBの処分を含めてですが、誰の責任かということがあります。例えば、恩納村のものについては、防衛省が今の自衛隊基地に保管しています。保管して当初は、あ那时的那覇防衛施設局は恩納村にPCB処理場をつくって、そこで処理をしようという案を出していたが、北九州にPCBの処理施設をつくろうということがあったのでそれは消えた。これから例えば、基地が返還されました、先ほどの基地の跡地利用の中では、いわゆるこれから返還される土地については国が責任を持ってやります。しかし、法律以前の基地については日本政府がやるべきだといってもなかなかイエスと言わなかったもので、これを国頭村のVOAとか、泡瀬通信基地とか、読谷村の通信基地であるとか、通信基地はたくさんあります。それが使われているかは別です。例えば補給基地がありますよね。補給基地でトランスを集約する場所です、牧港であるとか。軍事車両を洗う場所、さびどめなどを洗う場所、これが北谷に出てきたわけです。そういう基地の計略をやりながら分析をして、その費用を誰が持つかと。その費用は持てないと。その法律ができる以前にやったものだから。それを何とかひとつ国で面倒見てほしいということは主張として通るのではないかと。その辺は知事公室長、いかがですか。環境は事前に調査するかどうか。害が出てから調査するか、そういう施設があったところを調査するかということが出てくるわけですから。

○又吉進知事公室長 今御質疑の論点としては、現実に現在生きている基地、提供施設であるところのPCBが返還されたときに残置されるのではないかとという問題点です。もう一つは、既に返ってきた土地についてPCBが出たということに対して、どこが費用を持つのかという2点の論点だと思います。まず前者につきましては、平成14年8月に米国防省が在日米軍管理下のPCB含有物質を米国に排出、処理するための環境評価ということで、現在提供施設、米軍基地内で使われているPCBの数は基本的に把握されていると。これは米軍の管理下にあって、今後処理していくという方針が示されています。もう一つ、過去のものにつきましては、今回の沖縄市サッカー場の事例にあるように、県はこれは当然政府が責任を持つべきだという立場でございます。これは沖縄市と連携してやっていこうと。防衛省もそういう認識のもとに、跡地利用推進法の理念に基づいて政府が徹底的な調査をすると表明しているので、そこはしっ

かりとやっていただきたいということです。

○吉田勝廣委員　ですから、私が言っているのはまだ発見されていないところがあります。要するにトランスを使って出ると思われるV O Aが国頭村にありますよね。あれはすごい施設です。コンデンサーも大きいものを使っていました。まさに蛍光灯がつくくらいでした。それくらいのところがあるとするとは恐らく隠れていると思います。そのままにしていると水源にも影響を与えるので、その辺の追跡調査はやはり今後やるべきであろうという感じがしないでもないです。そこは環境生活部と相談して、今後どうするかについて検討していただければと思います。

○又吉進知事公室長　今委員が御指摘になった点は県民がひとしく持つ疑念だと思います。したがって、今回の統合計画にはさまざまプロセス、文化財調査であるとかいろいろあります。当然、その地域が安全な形で返ってくるということは国の責務でございまして、環境調査、有害物質がないかという調査は国によって行われるべきだという考えで、国に求めてまいりたいと思います。

○吉田勝廣委員　そういうところはまだ発見されていないので、ある程度のボーリング調査、基地の歴史を調べてから議論するかは別として、何らかの調査をしなくてはいけないということが私の意見です。それからもう一つは、返還前の基地の立入調査、環境調査がなぜできませんか。この辺はどうですか、今の政府や米国の意見は。要するに基地の返還が決まっているにもかかわらず、なぜ立入調査ができないのか。スムーズに基地の跡地利用をするためには、先ほどの話の3年間のいろいろとあるかもしれないですが、立入調査をしてアスベストがあるのか、それとも有害物質があるのか、そういうところを米国と一緒にこの基地の経歴として油を使っていた、保管庫だった、ここはこうだったということが配置図を見ればわかる。そういうことは基地の返還が決まれば大体立入調査をして分析をすると。どうしてなぜ今それができないのですか。

○又吉進知事公室長　できない理由についてこれだということは、なかなか私どもに情報がありません。一例を挙げるならば、泡瀬ゴルフ場の返還に当たっては、かなりそこで日本側と県側と米側で意見の相違があったと聞いております。そのときに県は、今委員がおっしゃったような理由で速やかに調査をしたいと。米側は裁量権は米側にあつて、それを許可しない理由は現在運用中であるからという姿勢であると聞いております。

○吉田勝廣委員 泡瀬はゴルフ場ですから誰でも入って、もちろん日本人もアメリカ人もやっています。そこで有害物質が見つかった、不発弾もたくさん見つかった。こんなにたくさんの不発弾が集積されていたのかというところに、不発弾がありました。そこでゴルフをしていたわけだから。そういうところを立入調査させない原因は何ですか。使っているからさせないのか。日米合同委員会で、返還が前提とされるならば事前に立入調査もできるのではないかという条項がありませんでしたか。

○又吉進知事公室長 これが今回の日米合意の中で一つの取り決めを11月までに形をつくるということになっております。今委員がおっしゃっていたなぜ認めないのかについては、ずっと県側も思っていたことです。それに対する具体的な回答はなかったということです。

○吉田勝廣委員 日米合同委員会で返還がされた土地、例えばギンバルもそうでしたし、いろいろなところがあります。それはある程度の立ち入りは認めているわけです。地積調査だとかいろいろな平米の面積とか。逆に言うと沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法がありました。その中で基地に立入調査して、面積調査、地積調査をしています。それに基づいて米軍は立ち入りさせています。そういう道は開いていました。今度はいわゆる基地の立ち入りというのは、環境調査だけではなくて、いろいろな立入調査がありますね、基地被害であるとか。今私たちが求めているのは基地の立入調査がなぜできないかという、有害物質の関係から言うと基地を返還した後に有害物質があった場合は日本政府が処理すると。しかし、日米合同委員会で返還が決まったとしても、基地の返還前に有害物質が認められた場合にはアメリカ政府が責任を持つと。ですからPCB関係も全部アメリカで調査して、平成14年に船で持っていったという経過もあります。そうしますと何が問題かといいますと、要するにアメリカは基地の有害物質の調査についてなぜ消極的かという、基地の返還前に調査でそれが見つかった場合は米軍の資金で処理をしなくてははいけませんよね。そういうことですよね。日米合同委員会で返還が決まって、返還された後は自分たちで日本政府が処理するわけですから、これはいわゆる予算関係からすれば、アメリカにとってみればわかっているけど返還した後に見つかったほうがいいわけです。これは私たちがいろいろなことをアメリカ側と議論するとき、アメリカ側は公然とこう言います。返還する前に見つかるよりは返還後に見つかったほうが、日本政

府が処理してくれるからいいのではないかと。公式ではないけれどそういう言い方をしています。それを逆に、日本政府が処理しますと言った場合には、アメリカ政府はオーケーするのではないかと思ったこともあります。要するに、日米合同委員会で返還が決定したときに有害物質が認められた場合は検査して日本政府が処理するといったときに、アメリカ政府はイエスというのではないかと私は常々思っていました。その辺は交渉の中で聞いたことがありますか。

○又吉進知事公室長 大変今の委員のロジックはわかりやすく、ある面納得がいくような感じもします。日米間でそういうやりとりがあったかどうかについては県は承知しておりません。

○吉田勝廣委員 ここで話していいかわかりませんが、県道104号線の本土移転は、ある意味では日本政府が全部金を持っているわけです。なかなか本土移転は基地問題でイエスと言わなかったアメリカ政府が、全部日本政府が移動費などを持つとなったときに豹変しました。それくらいアメリカ政府は転んでもただでは起きないという感じをいつも思っています。そういう交渉過程というか、これは沖縄県民にとってどれを選択したほうがいいのかというと、やはり基地の返還前に調査したほうが一番いいです。日米地位協定はなかなかそういうことを認めてくれないから大変です、管理権が向こうにあるからといって。問題は補償関係を誰が責任を持つかということがポイントだと思っています。それは私の意見として聞いてください。

次に、陳情第80号と陳情第99号についてお聞きします。HH60救難用ヘリコプターの件とかF15イーグル戦闘機とか、これは二、三カ月たっていて原因究明はなされていない。陳情はHH60救難用ヘリコプターにしてもわずかな調査ですぐに演習が再開したと。F15イーグル戦闘機も演習が始まったと。これは調査結果によれば、大したことがなかったのかどうかわかりませんが、原因究明はなされていないですよ。まだ報告されていないですよ。どうですか。

○又吉進知事公室長 両事項について具体的な原因究明の公表はされていません。

○吉田勝廣委員 アメリカ政府はやるつもりですか。報告するつもりですか。報告する意図はないのではないですか。

○又吉進知事公室長 意図については承知しておりませんが、私どもの要請に

対しては二、三カ月かかるとおっしゃっていました。二、三カ月たっておりますが、いまだに回答が得られていないことは極めて遺憾でございます。

○吉田勝廣委員　これまで例えば、よく言う恩納村のレンジ7から金武町に流れ弾が落ちました。これも米軍のものだと確かにわかりました。しかし、原因究明をすると言っていたが、これは全然明らかにされていません。一步誤れば人命に大変なことが起きる状況です。これも原因究明されてない。ですから原因究明をする気があるのかないのか、ここは沖縄県だけで処理できるものではないから、やはりここは防衛省や外務省が動いてなぜ早くやらないのかと、原因は何であるのかと、これが外交交渉です。2プラス2で昨日もいらしたかもしれないですが、こういうところを司令官とかと会うとき、向こうの国防総省とかに会うときには、そういうことをきちんと一小さいことかもしれないですが、沖縄県にとっては大きなことですから、そういうことを県民に明らかにして、県民がどう思うかということをするべきです。こういうことを何回も繰り返し繰り返し、そのたびごとに原因を究明しますだけではしょうがないのではないかと。今まで原因究明をすると言って向こうから説明があったことがありますか。余りに記憶にありませんが、事故、事件が起きたときに。

○又吉進知事公室　本会議で答弁させていただきましたが、事故報告書一数百件の事故が起きている中で、県が事故報告書を入手したのは7件です。

○吉田勝廣委員　主にどういう事件でしたか。

○又吉進知事公室長　この7件というのは平成10年以降ですが、キャンプ・ハンセンで米軍海兵隊のUH1Nヘリコプターが墜落した件。北部訓練場にCH53の件、これは平成11年4月です。同じ6月にAV8Bが嘉手納飛行場で墜落した。平成14年にF15が沖縄本島の南の海上に墜落。平成16年にCH53Dが沖縄国際大学に墜落。平成18年にはF15が東シナ海に墜落ということについては、事故報告書が示されております。

○吉田勝廣委員　それはなかなかこうだと反論することはできないけれども、そういうことがあったということですね。わかりました。

もう一つ緊急事態について、陳情第110号についてお聞きします。米軍の着陸、校庭も想定という新聞報道があつて出されたと思います。知事公室関係で例えば緊急事態が発生したときに、ヘリコプター—特に回転翼はどこかに不時

着というか、予防着陸というか、そういうことも想定されて訓練されていることは御存じですか。

○又吉進知事公室長 一般論として、航空機運用に際しては、何か故障が生じたときに、その処理の手順を作成していると承知しております。

○吉田勝廣委員 これは一概に否定できないことだと思います。それは例えば、県警のヘリコプターであっても、飛んでいる以上は何かあったときにはどこかを想定しておいて、何かのときにはここにやろうと。そうでないと大変なことになります。そういうことを想定していることは間違いのないと思います。想定していませんというのは恐らく訓練場であれば、恐らくうそをついていることになります。その辺は、知事公室としてはどういう認識をしますか。

○又吉進知事公室長 まずこの内容は、沖縄タイムスに、パイロットへの取材として、パイロットはそこでふぐあいがあったときに周辺の学校を想定しているという記事が出たと。今委員のおっしゃっている問いですが、そもそもそこにヘリコプターが飛んでいる状態、航空機が飛んでいる状態が宜野湾市民に大変なプレッシャーを与えていると、不安を与えているということにまずは立ち返って、やはりそういう形で解決をするという観点に立たなくてはならないだろうと。普天間飛行場の一日も早い撤去、移設をやらなくてはいけないだろうという形に私たちは問題を捉えております。これがパイロットがどこにおりるとかそういうことを問う前に、普天間飛行場の問題があるということが県の受けとめ方でございます。

○吉田勝廣委員 原則的にはそうですが、米軍はやはりそういう想定のもとで訓練をしているのではないですか。それはやはり問いただす必要があるのではないですか。例えば、普天間飛行場から飛んで北部訓練場に行き、キャンプ・ハンセンに行き、伊江島に行きます。そういうときに一旦事が起きたときにどこに着陸するか。だからこそ海岸に着陸したり、あるいは校庭に着陸したり、みんなやっています。わずかな時間ではあったが日本で着陸して、そこで離陸していくとか。それは恐らく米軍側からすれば想定内の議論だと思います。我々がそれはだめだと言っても、緊急事態が発生したときにはそういうところに着陸すると。それはやはり問いただす必要があるのではないですか。もちろん、もとをなくせばいいのですが、なかなかもとをなくすことができないわけですから。飛行を禁止してと言っても飛行するので。少なくともそういう想定の間

題は、基地に逃げるかどこに逃げるかだと思います。ヘリコプターが不時着したところや予防着陸する場所はわかりますよね。どういうときにやっているかわかりますよね。想像つきますよね。

○又吉進知事公室長 米軍の運用としてそれは想像されるわけですが、不和があったときに、例えば宜野湾市の上空で何かあったときとか、そういうことは余り想像はしたくないですが、ただ県の立場としてはそういう予防着陸、緊急着陸もあってはならない、これは市民、県民に大きな負担を与えるものである。したがって、そういうことは起こすなと強く申し入れているのが県の立場でございます。

○吉田勝廣委員 私の発想が間違っているのかな。そういうことが基本的には軍隊です。想定している、想定していることは間違いないと思います。それはおかしいではないかということの一つの推論として。

CV22オスプレイが嘉手納飛行場に配備されると、これも新聞の報道だと思いますが、これは政府高官の話としてはよくわかります、理解できます。しかし、政府はこれを否定したりします。皆さんも最初はオスプレイを否定しました、そういう議論はありませんでしたと。実際は出てきます。いつもみんな否定しています、そういう議論はありませんでしたと。実際には配備されているわけですから。そういうことを想定して調査や分析が必要だということを言いたいわけです。実際は我々がいつも質問しても、いつものパターンで、防衛省から話を聞くと、そういうことは想定していませんと言います。その辺が皆さんの新しく地域安全政策課をつくったとか、アメリカの外交委員会、軍事委員会でどのように議論されているかということ进行分析して、きちんとだめだと言えればいいのにといつも思っています。その辺はどうですか。

○又吉進知事公室長 機種を更新ですとか新しい機材の配備につきましては、なかなか決定していないという回答が返ってきました。この時点で県も決定していないことはありのまま申し上げているところですが、オスプレイの例にもありますように、機種の変更は一つ県民に不安を与えるものになる可能性がある、現実にオスプレイはそういう不安を与えています。したがって、それは基地の問題として極めて重要でございまして、今委員がおっしゃったような情報収集についてはもう少し精度を上げていきたいと思っています。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 陳情第78号に関連してですが、おさらいをする意味で、土砂の総量は幾らですか。

○末吉幸満土木整備統括監 約2100万立米です。

○玉城義和委員 県外は何カ所になっていますか。

○末吉幸満土木整備統括監 岩ズリの調達先ですが、県内では2カ所で、県外で7地区、13カ所になります。

○玉城義和委員 県外は何県にまたがっていて、供給元はどこですか。

○末吉幸満土木整備統括監 県外は九州、四国6県です。具体的に申し上げますと、鹿児島県、熊本県、長崎県、香川県、福岡県、山口県となっております。

○玉城義和委員 この地元といいますか、供給元の県との関係ではどういう関係になっていますか。

○末吉幸満土木整備統括監 特に九州や四国の各県に問い合わせることはないと思っています。

○玉城義和委員 例えば、鹿児島県や熊本県など採取元の県との了解事項や、条例とか、法的関係とか、あらかじめの了解はありますか。

○末吉幸満土木整備統括監 調達先になる県に対して事業者側が了解をとるということは一般的にないものと理解しております。

○玉城義和委員 事業者とは防衛省ですね。

○末吉幸満土木整備統括監 今回は防衛省です。

○玉城義和委員 事業者がそれぞれの県に対して、そちらから幾らとる予定だという前もっての了解はないし、最後まで必要ないということですか。

○末吉幸満土木整備統括監 事業者側がそういう問いかけをしたかということは私どもは承知しておりません。埋立申請書の中にもそういう表現はございませんし、我々は求めていませんが、事業者側が各県に対してそちらの土砂採取場からとりますという照会をかけたかどうかは、私どもは承知しておりません。

○玉城義和委員 知らないということですね。結局は事業をするのは供給元と言われる業者がやるわけですね。

○末吉幸満土木整備統括監 岩ズリの調達自体は業者がやることになっています。

○玉城義和委員 県内はどことどこで、総量は幾らですか。

○末吉幸満土木整備統括監 場所の説明をします。沖縄県は本部地区と国頭地区でそれぞれ1カ所ずつとなっています。数量は今、本部地区と国頭地区とそれぞれ、ストック量ということでやっています。本部地区でストック量が620万立方メートル、国頭地区が50万立方メートルです。あくまでもストック量です。採石供給業者の採取場所でストックしている量がこのくらいということで説明しています。ここから全部の量を採取するのではなくて、その中から一部幾らかとなるものと理解しております。

○玉城義和委員 本部地区の620万立米は、採石場にある一崎本部から本部にかけての採石場にあるストック量ですか。

○末吉幸満土木整備統括監 そのとおりです。

○玉城義和委員 これは今あるストック量を全部埋め立てに使うとなると県内での需要といいますか、そういうものはどう考えますか。

○末吉幸満土木整備統括監 先ほど申し上げましたように、本部地区の620万立米と国頭地区の50万立米は、その採石場の保存量です。そこから全部とるとのことではありません。

○玉城義和委員 よくわかりませんが、保存量とは何ですか。

○末吉幸満土木整備統括監 国が調達先と示しているところの保存量、ここにはこれくらいの保存量があるだろうということです。調達できるであろう量です。

○玉城義和委員 よくわかりません。要するに現在積まれている、ストックされているものではなくて、山を崩せばこれだけ出るだろうということですか。

○末吉幸満土木整備統括監 国頭そのもの自体の推定土量が5813万立方メートルとなります。その中でストックされている量が先ほど申し上げました数字ということで理解しております。

○玉城義和委員 意味がわかりません。要するに50万立米は今ストックされているとはどういう意味ですか。わかるように説明してください。

○末吉幸満土木整備統括監 崩されて置かれている量が50万立方メートルです。

○玉城義和委員 今、置かれている量が10年後、20年後の関係でどうですか。今は50万立方メートルあるわけですが、10年後もあるということですか。

○末吉幸満土木整備統括監 この調査自体が平成20年度で調査されていますので、現在もあるかどうかは改めて防衛省に問いかけております。

○玉城義和委員 要するに何が言いたいかといいますと、今言っている50万立方メートルや620万立方メートルが確保される保障があるのかということです。今内容審査をやっているわけですよ。そのときにこの量が、何年後かわかりませんが実際に工事着手されるときに保証されるかどうかはどういうところで審査しますか。

○末吉幸満土木整備統括監 今、委員が言われたことは当然考えておりまして、それに対して今のことを沖縄防衛局に問い合わせしております。

○玉城義和委員 今出されている申請書の内容では、そういう審査ができないということですね。

○末吉幸満土木整備統括監 繰り返しますが、先ほど言いました調査後3年経過しておりますので、計画どおりに土砂の調達が可能かどうかについて、今問い合わせをしております。

○玉城義和委員 もう一つ、海砂利の採取については環境に配慮するという事になっておりますが、配慮は誰がしますか。

○末吉幸満土木整備統括監 海砂利の採取業者になります。

○玉城義和委員 採取業者、要するに供給元ということですね。供給元は海砂利の採取をして陸輸送するか、海上輸送するかはわかりませんが、現場に運ぶわけですね。これを環境に配慮しているかどうかは誰が監視しますか。

○末吉幸満土木整備統括監 先ほど処理概要でも少し述べさせていただきましたが、私ども県が海砂利の採取許可に当たりまして、沖縄県の海砂利採取要綱により海中公園区域の周辺1キロメートル以内を含めた自然公園区域での採取禁止、海岸線、工業施設等から1キロメートル以上離れかつ水深15メートル以上の海域での制限となっております。採取面積は30万平方メートル、掘削深度は2メートル程度で、部分堀の深掘りを禁止しております。このようなことで環境に配慮されているだろうということと、第11管区の海上保安本部に採取区域—我々が免許を許可した採取区域や認可量の情報を提供しておりまして、海上保安庁にも協力を求めている状況です。

○玉城義和委員 私が聞いていることは、もっと簡潔に答えてほしいです。供給元が実際に工事をする、採取するわけです。それが環境に配慮されているかどうかは日常的に監視をしないといけないわけですね。それは誰がしますか、沖縄県ですが、事業者ですか。

○末吉幸満土木整備統括監 先ほど言いましたが、我々が許可したものに対して、我々が指定したような配慮がされているかどうかは海上保安庁に監視してもらっている状況です。沖縄防衛局自体も環境への影響がないように慎重に判断するということが申請書にも書かれていますので、それを含めて我々が今慎重に審査している状況です。

○玉城義和委員 主たる監視者は海上保安庁ということですか。

○末吉幸満土木整備統括監 今はそのように理解しております。

○玉城義和委員 意見を聞く関係者には海上保安庁も入っていますか。

○末吉幸満土木整備統括監 埋め立ての件について意見を求めています。

○玉城義和委員 意見を求めている人が、監視人になるというのはどういうことですか。

○松田了海岸防災課副参事 海上保安本部からは、海洋汚染防止法に基づきまして、通常パトロールの際に、砂利採取船等の直接操業している現場まで出向いて、目視で採取確認や過積載がないかを監視しているということで説明を受けております。

○玉城義和委員 私が今言っていることは、利害関係者として海上保安庁からも意見を聞くとなっていると。そういう意見を聞かれた人が、今度は環境に配慮されているかどうかの監視をすることは、おかしいのではないですかということですか。

○末吉幸満土木整備統括監 海上保安庁の中城海上保安部長から、利害関係者の意見という内容ですが、船舶、交通安全の確保の観点から意見はないということでした。

○玉城義和委員 非常に不透明でわかりづらいところがあります。そういうことで本当に沖縄県として内容審査ができるのか—どういう回答が沖縄防衛局から来るかわかりませんが、非常に不透明で中身が定まらないと思います。今の話を総括してですが、公有水面埋立法の第4条に、その埋め立てが環境保全及び災害防止につき十分に配慮せられたるものなることとあります。ここでいう環境保全に十分配慮せられたるという規定は、沖縄県としてはどのように解釈していますか。今の話を含めて、全体において一つ、総括的に意見を聞かせてください。十分に配慮とはどの程度、どうすることですか。要するに埋立申請の承認、不承認の基準になるわけですから、その辺は今の段階でどのように考えていますか。

○末吉幸満土木整備統括監 文献の紹介になりますが、我々はそれに基づいて審査をしておりますので、それを紹介させていただきます。公有水面埋立実務ハンドブックには、環境保全に関する問題としては、水面の陸域化に伴う自然破壊、野鳥、魚介類の生息地、自然海浜等の地形、地質の形質の変更及び潮流、水流、漂砂等水域現象の変化があり、また埋立工事による海洋汚染による水質汚濁及び水産資源への影響、騒音、振動、交通公害等があるということで、この問題の現況及び影響を的確に把握した上でこれに対する措置が適正に講じられていることであり、その程度によって十分に認められることをいうと記載されておりまして、これに基づいて我々は審査をしております。

○玉城義和委員 現段階でいいのですが、防衛省から出されている申請書の本身は、今おっしゃったような基準をクリアしていますか、今の作業段階で。

○末吉幸満土木整備統括監 土木建築部としてこういうことでありますから、環境生活部に意見照会をかけさせていただいているところです。

○玉城義和委員 今申請が出されているものでは、そういう判断はできかねるということですね。

○末吉幸満土木整備統括監 今審査中ですので、判断というのは、審査中ということ御理解ください。

○玉城義和委員 それで照会をしているわけですね。

○末吉幸満土木整備統括監 今私どもがやっているのは、沖縄県の環境生活部に意見を聞いている状況でして、その期限は11月末ということになっています。

○玉城義和委員 環境生活部はどうか。

○大浜浩志環境企画統括監 今審査をしている状況ですが、環境に配慮した図書の中で、いわゆる委員が指摘されているのは外来種の問題が一番大きいと思いますが、その辺のことがその中でも書かれております。例えば、供給先の土砂採取の環境への配慮をしていることを確認するとありますが、ではどのように確認するのかということです。土壌汚染対策法に基づく環境基準をクリアし

ていることを発注書に書くと。ここはどういう意味であるのかと、こういうことを土木建築部を通じて確認させていただいている段階です。

○玉城義和委員 その申請の中身が極めて不十分であると、一々そういうことについて確認をしたり、あるいは質問をしなければならないという、非常にずさんな不十分な中身でやっているということが今の話からわかりました。内容審査の審議状況はどの辺まで来ていますか。これからのスケジュール含めて、どのような作業展開になりますか。

○末吉幸満土木整備統括監 我々は今申請書を読み込んでいる最中でして、その中で何点か疑問点が出ております。その内容の疑問点を先週—10月4日に沖縄防衛局に問い合わせをしております。その回答が10月25日になりますので、沖縄防衛局からの回答等も踏まえながら、我々も審査をしっかりとやっていきたいと考えております。ですから、今具体的にどのくらいの状況にあるかについては答弁を差し控えさせていただきたいと思えます。

○玉城義和委員 10月25日に出てくると、11月—作業スケジュールとしてはどのくらいかかりますか。どこが総括していますか。

○末吉幸満土木整備統括監 今やりとりをやっている最中でして、沖縄防衛局側の回答によっては我々がまだ理解できない、あるいはさらに突っ込んだ質問—審査する側として、なぜそれが了解であるかも皆さんに示す責任もごさいますので、そういうことで10月25日に一度回答をいただきますが、それで十分かどうかは予断を許さないと考えておりますので、いつごろまでということは言えません。ただ11月30日までに環境生活部の意見、名護市長等の意見をいただくことになっておりますので、そういうことを含めて、また判断となります。

○玉城義和委員 そうしますと、スケジュールで言うと名護市長の意見もありで11月30日に出てくるわけですから、それを踏まえてやると、一度に沖縄防衛局が終わればいいですが、もう一度やりとりするようなことがあれば、12月いっぱいかかるということが普通のスケジュールですね。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもは12月以降—知事の決断も12月以降ということで議会でも答弁させていただいておりますので、12月以降という日程しか申し上げられません。

○玉城義和委員 まだ不確定なものがたくさんあるので、確定的な話にならないので、次に進めます。

次に、陳情第126号の2についてお聞きします。例の基地の跡地利用についてお聞きします。その組織はいつごろまでにつくりますか。本会議でも議論して、県として専門的な横断的なものをつくったほうがいいと、早くつくりなさいという話をしましたが、事務的にどうなっていますか。

○大浜浩志環境企画統括監 本会議の中でも環境生活部長が新しい体制を、副知事からも答弁させていただきましたが、今サッカー場の問題もしかり、アスベストの問題もしかり、なかなか難しい制度的な問題が出てくることあります。それから環境調査の問題、立ち入りの問題が出てくることもありますので、環境の問題に特化して、どういった形でできるかというところを新体制の中できちんと考えていこうとしております。今関係部局で調整しております。できれば早目にと考えていますが、今関係部局のほうで調整している段階です。

○玉城義和委員 主管課といいますか、統括している課はどこで、何部局で構成されていますか。

○大浜浩志環境企画統括監 まだ細かい具体的などころにはいっていませんけれども、我々としては環境生活部、企画部、知事公室を含めた体制でどうにか組織していきたいと考えております。

○玉城義和委員 外部からの専門家はどういうことになっていますか。

○大浜浩志環境企画統括監 現段階で細かいところまではいっていませんけれども、そういうことも想定されながら今後の調整になっていくのかと。

○玉城義和委員 次に、陳情第77号の2についてお聞きします。日米地位協定に関してお聞きします。処理方針を見ますと、渉外関係主要都道県知事連絡協議会と日米両国政府との連絡会議を設けるよう要求しているということです。一つの方法だと私も思いますが、申し入れをしていますか。

○又吉進知事公室長 渉外関係主要都道県知事連絡協議会として申し入れを行っております。

○玉城義和委員 政府の回答はどうか。

○又吉進知事公室長 そもそもこの問題は、日米地位協定第25条の日米合同委員会に自治体を参加させていただきたいというところから始まっているわけです。その事前の策として、連絡会議—政府側から日米合同委員会の枠組みとは別に連絡会議を政府と自治体でやるということがありまして、一度開催されておりますが、その後全く立ち消えになっている状況がございますので、それを再開させていただきたいと。少しでも自治体の声が届くような仕組みをつくっていただきたいということが、渉外関係主要都道県知事連絡協議会の要望でございます。

○玉城義和委員 せんだって、ある会合で外務省の日米地位協定室長と一緒にあって—シンポジウムがありました。そこでいろいろと話をして、沖縄県から実際に出ている11項目の改定要求の話で実務的な話はあるのかと、実務家の話をしていますかと聞いたら、日米地位協定室長は余りやっていないという話をしていました。私自身は、日米地位協定の改定が進まない理由があると思います。それは日米安全保障条約に結びつくので、一番肝心の11項目は日米安全保障条約の骨格なので、それに手をつけるとどうしても日米安全保障条約に飛び火しかねないということがあり、やはり外務省の日米地位協定室長はそう言っています。私もそうだと思います。恐らく11項目はまさに骨になるところで、それに手をつけると日米安全保障条約の改定が必要になってくると外務省は見ているわけです。ですからなかなか難しいと思います。できれば協議会もいいですが、知事公室長あたりをキャップにして、実務的に、定期的に情報交換をして、どこがネックになっているか、何であればできるのか、できないものは何であるのかのようなもっと細かく中に入っていくという—もう少し実務的に詰めていって、できるものから手をつけようとか、もう少し実務家のワーキンググループといいますか、そういうものをつくったほうがいいと思います。それを日米地位協定室長に言ったら、それは非常にいい案だと、沖縄県から申し出があればいつでも受けますという話もありました。少しその辺のところを考えてみませんか。

○又吉進知事公室長 現在の体制ですが、外務省の担当は日米地位協定室となりますが、そことの連動、連携は日ごろからやっております。私も数えきれないくらいその職員とは会っておりますし、日米地位協定は何とかならないか

という意見交換をしております。委員の今の御質疑はそういうきちんとした対外的にも公表できる枠組みをという御提案だと思います。それは確かに一理あるといたしますか、建設的な話だと思います。そういう日常の我々の業務の進め方と同時に、そういった枠組みは何かつくれないかということも交渉をしてまいりたいと思っております。

○玉城義和委員 20年間やって一步も進みません。大田県政のときから同じことを言っているのです、それはやはりもう少しできない理由を明確にすると、どこまでできるのかということも明確にすることも一つ一つ積み重ねていかないと、同じことを何度も言って、答えるたびに言っていますではどうにもなりません。ですからもう少し突っ込んだ話し合いをして、世の中にも公表できるように、これこれで難しいと、ここならできると、環境の問題はできるかもしれないなど、もう少し詰めた話をやって、できない理由、できる理由をきちんと天下に公表していくべきだと思います。ぜひワーキングチームを含めて、正式にできるようにやっていただきたいと要望いたします。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

末松文信委員。

○末松文信委員 陳情第78号、44ページについてお聞きします。補正箇所の新旧対照表云々のところで質疑をさせていただきたいと思っております。先に比嘉委員からもあった質疑と関連しますが、今の沖縄県内の海岸線です。建設海岸とか農林海岸とか幾つか種類があるかと思っておりますが、こういった種類がありますか。それから、辺野古の埋立地沿岸は何海岸に属しているのか教えてください。

○末吉幸満土木整備統括監 一般海岸と農林海岸と漁港区域と港湾区域の4つに別れています。辺野古の埋立地沿岸は一部漁港が含まれます、大部分が一般海岸です。

○末松文信委員 もう一つ、建設海岸もありませんか。

○末吉幸満土木整備統括監 昔の建設港湾とかが今、一般海岸という格好で名称が変わっています。

○末松文信委員 ちなみに那覇空港の第二滑走路は何海岸ですか。

○末吉幸満土木整備統括監 一般海岸と港湾区域の両方が含まれています。

○末松文信委員 そこで、沖縄は台風の常襲地でもありますし、海岸の護岸のレベルは県内、地域によって違うと思いますが、平均するとどのくらいの高さがありますか。

○末吉幸満土木整備統括監 平均してどのくらいかということについては持ち合わせがありませんが、当然昔の被災の状況、場所によって違いますので、護岸の高さはそれぞれで違ってきます。平均でどのくらいかという資料は持ち合わせておりません。

○末松文信委員 私がわかっている範囲で言いますと、名護あたりは大体6メートルくらいの海拔になっていると思います。波の高さによって違うと思いますが、一般的に言うと6メートル前後だと認識しておりますが、それは間違いありませんか。

○末吉幸満土木整備統括監 名護市や国頭村あたりは数メートルという感覚はありますが、それが沖縄本島、宮古、八重山本島全部含めてそうなのかということはありません。

○末松文信委員 辺野古と那覇市の話をしているので。なぜそれを聞くかといいますと、先日滑走路の高さの問題があって、10メートルの高さは高いのか低いのかという議論だと思いますけれども、ちなみに辺野古の飛行場と那覇飛行場の今の滑走路の高さは幾らですか。

○末吉幸満土木整備統括監 辺野古の高いところは10メートルという資料を持ち合わせていますが、那覇空港の埋め立てがどれくらいという資料がありませんので、後ほど答弁させていただきます。

○末松文信委員 両方の飛行場についてそれぞれお尋ねいたしますが、面積はそれぞれ幾らですか。

○末吉幸満土木整備統括監 辺野古と那覇空港、埋立面積は約160ヘクタールでほぼ同じ規模になります。

○末松文信委員 滑走路の水勾配ですが、どのくらいですか。

○末吉幸満土木整備統括監 滑走路そのもの自体の縦断勾配は、ある程度航空法で決められていますが、着陸帯や排水路はそれぞれの施設、場所によって違ってきます。ですからそれが何%かということは今……。

○末松文信委員 滑走路でいいです。

○末吉幸満土木整備統括監 辺野古の滑走路は縦断勾配はなく、フラットです。

○末松文信委員 滑走路から排水しなければいけないと思いますが、流れる勾配は幾らですか。

○末吉幸満土木整備統括監 横断勾配になりますが、確実ではありませんが0.2から2%の範囲ではないかと考えております。訂正いたします、3%です。

○末松文信委員 それでお尋ねしたいのですが、今160ヘクタールというと4000メートル四方と単純に考えていいですね。その半分2000メートル、2000メートルの3%になると幾らになりますか。6メートルくらいになりますよね。

○末吉幸満土木整備統括監 幅が200メートルですので、両側で3メートル、3メートルの高さの違いが出てくると。

○末松文信委員 200メートルというのは何ですか。

○末吉幸満土木整備統括監 滑走路の幅です。

○末松文信委員 私が聞いているのは、滑走路の先端から海岸までの……。

○末吉幸満土木整備統括監 中心から護岸に向かって3メートルです。

○末松文信委員 なぜそれを聞いたかといいますと、今辺野古の滑走路の高さが海拔10メートルといって、建物を3階建てくらいの高さだということで非常に恐怖感をあおっています。今の説明からすると一般海岸で護岸の高さが6メ

ートル、プラス3メートルで9メートルになります。必然的な高さです。そのことについて皆さんは滑走路の高さは高いと思っていますか。低いと思っていますか。妥当だと思っていますか。

○末吉幸満土木整備統括監 当然、中心から海岸に3%の勾配がついていますので-3%上がるということになりますので、それが高いかどうかは、あれだけの大きな面積の中でどういう感じなのかと想像つきかねます。

○末松文信委員 私が聞いているのは一般論です。例えば、あれだけの面積の中で5メートル上がっても、どれくらいの勾配か、見る感覚からするとそこまです威圧があるのかという話を聞いています。皆さんが埋立申請を審査しているわけですから、海拔が高いのか低いのかは審査対象にならないのですか。

○末吉幸満土木整備統括監 今委員がおっしゃるように、高さがどのように決まったかは設計コンサルタントにも問い合わせをさせていただきます。ただ私も空港の中でそれだけの県の空港、埋め立てでやっている久米島空港でも2%くらいの差はあったと思います。それから見ますと、これだけ広大なところでは気になると言ったら失礼かもしれませんが、どれだけ突出しているかは見る人の感覚によって違う気がします。

○末松文信委員 私は技術的基準の話をしているのであって、皆さんの感情的な話を聞いているわけではありません。そういう意味で、私は決して滑走路の高さが高いとは思いません。辺野古の埋め立ても飛行場ですよ。那覇空港の第二滑走路も飛行場ですよ。使用する機種は違うと思いますが、環境アセスメント上、何が違いますか。

○末吉幸満土木整備統括監 当然埋立申請に係る法律的なことで環境影響評価等がありますので、手法は一緒です。ただ、上に飛行場が出てきますが、辺野古の場合は当然米軍の使用になってきまして、我々のところではわからないようなことが出てきます。那覇空港の場合は当然航空法で規定されるような通知で規定がきますので、ある程度我々が追いかけることができると思っています。

○末松文信委員 環境アセスメントでは使用機種が明記されることになっています。

○末吉幸満土木整備統括監 両方とも代表的な機種は出しています。

○末松文信委員 皆さんはそれに沿って審査するわけですよね。出された、提供された資料に基づいて。

○末吉幸満土木整備統括監 そのとおりです。

○末松文信委員 何が言いたいかといいますと、那覇空港の第二滑走路の埋立申請に対する承認と辺野古飛行場の埋立申請に対する知事の承認について、何が違いますか。

○末吉幸満土木整備統括監 当然審査は案件ごとにさせていただきますので、それで内容審査させていただいておりますから、当然違ってきます。審査自体、法律等は同じですが条件が違いますので、それで一つ一つ慎重に設計の諸元や、先ほど来問題になっております埋立土砂の問題を追いかけているという状況です。

○末松文信委員 よくわかりました。分け隔てなく審査していただきたいと思えます。

○新垣清涼委員長 先ほどの那覇空港の滑走路の高さ等に関し、末吉幸満土木整備統括監から答弁の申し出がありますので、発言を許します。

末吉幸満土木整備統括監。

○末吉幸満土木整備統括監 先ほどの末松委員からありました、那覇空港の滑走路の高さと護岸高について調べさせてくださいと申しあげました件について、滑走路の高さが5メートル、護岸点は5メートルから9メートルということで、南側から北側にかけて高くなっていくという護岸高になっております。

○新垣清涼委員長 質疑ありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 陳情第126号の2、65ページのPCBの問題についてお聞きします。PCBはたしか恩納通信基地に貯蔵されていたと思えますけれども、現在もそのまま貯蔵されていますか。

○大浜浩志環境企画統括監 現在もそこで保管している状況です。

○嘉陽宗儀委員 数量はどのくらいですか。

○大浜浩志環境企画統括監 恩納通信跡地から出たものがドラム缶で694本、航空自衛隊の恩納分屯基地一前の返還のところですが、そこからドラム缶1100本ということになっております。

○嘉陽宗儀委員 たしか当時、私も現地まで沖縄県議会米軍基地関係特別委員会で立ち入りをしました。非常に危険な物質なので速やかに福岡県のほうに移して処理しますという説明がありましたが、あれから10年余りたちますが、何本か処理されていますか。

○大浜浩志環境企画統括監 九州で最初処理するということになっておりましたので、九州で処理できるかどうかということで数本持って行って、試験をしたということは聞いております。そのほかはまだ動いていない状況です。

○嘉陽宗儀委員 当時の説明は、福岡で高精度の分解ができる施設があるから大丈夫ということでしたが、これはそのとおりでなかったということですね。

○大浜浩志環境企画統括監 当時は低濃度のPCBの処理施設がございませんでした。北九州で処理するということになっておりましたけれども、環境省で処理施設を認定するということになりましたので、低濃度のPCBにつきましては低濃度PCB処理施設で処理する形になりました。そういう関係で今回は北九州ではなくて、低濃度の処理施設で処理するということになっております。

○嘉陽宗儀委員 たしか当時も低濃度の場合は県内でも処理できる可能性があるという話もありましたが、そういうものは全然ないのですか。

○大浜浩志環境企画統括監 県内でも過去にPCBを処理したいということである話等々一処理施設を設けたいということがありましたが、なかなか周辺住民等の理解が得られないということで実現には至らなかったという経緯があります。

○嘉陽宗儀委員 技術的には、処理できる可能性はありますね。

○大浜浩志環境企画統括監 現在の処理技術ではございます。

○嘉陽宗儀委員 現在の処理施設では沖縄でも処理できる可能性があるということで、恩納村にあるPCBも含めて県内業者が処理しようという動きがあったかと思いますが、それは聞いていますか。

○親川達男基地防災統括監 恩納分屯基地に保管されているPCBの処理については、当初、処理施設を恩納分屯基地内に設置して処理するという方向で作業は進められておりました。これについては恩納村長が処理水を恩納村内の河川等に放流、排出しないこと等を条件に受け入れを表明し、設置に係る契約事務を進めていた事実がございます。ただ平行して平成17年12月に、北九州市に日本環境安全事業株式会社北九州事業所というところがありますが、そこでPCBを含む汚泥の処理が可能な施設が、その当時平成20年度から処理事業を開始する見込みとなったことから、このPCBについては県外で処理するという方向になっております。この間、処理のスケジュールで現在まで至っておりますが、今般この処理が可能になったということで、沖縄防衛局が本土での処理に動いたということを確認しております。

○嘉陽宗儀委員 私の調査では、県内業者がこれを処理するためにいろいろと動いている跡があります。それはさておいて、なぜ福島県なのかがよくわかりません。このPCBは全国に五、六カ所くらいありますよね。なぜ福島県を選びましたか、どういう理由ですか。

○親川達男基地防災統括監 この処理については沖縄防衛局で入札を行って、入札手続の結果、福島県所在の事業者が落札したという報告を受けております。

○嘉陽宗儀委員 福島県では放射能汚染で大変な事態なのに、米軍のPCBまで持ち込んで、さらに向こうの住民を苦しめるのかという声が上がっていますよね、それは聞いていますか。

○親川達男基地防災統括監 そういったことは確認しておりません。

○嘉陽宗儀委員 聞いていないですか。いろいろと調べたら福岡県でも処理施

設がある—あちらこちらに施設があるのに、なぜわざわざ今放射能汚染で苦しんでいるところに沖縄の米軍の廃棄物を持ち込んで処理させるかという疑問がいろいろと出ています。これについては皆さんは調査して、沖縄県民として東日本大震災についても応援しようとしていたが、沖縄から苦しめるものを持ち込むことはいかがなものかと思えますので、調査してしかるべき対策をできるだけやってください。

次に、陳情平成24年第128号、北部訓練場のへり着陸帯について、知事意見—再アセスメント要求があります。再アセスメント要求はしましたか。

○大浜浩志環境企画統括監 審査会でも審査して、9月9日に審査会の答申を受けまして、それを踏まえまして10月4日に知事の措置要求を提出しました。

○嘉陽宗儀委員 沖縄防衛局はいつまでに回答することになっていきますか。

○大浜浩志環境企画統括監 回答の義務はございませんので、それを踏まえてまた今後1年間事後調査を行っていくこととなります。1年ごとの工事の状況を踏まえて、事後調査報告書が1年後に出てきます。そういうところでまた確認していくというスケジュールになると思います。

○嘉陽宗儀委員 新聞の記事を見ると、皆さんはその意見書を送付したということになっていきますが、少なくとも書かれている環境影響評価審査会の意見は非常に実態を反映しているといえますか、環境を守るという意味でかなりしっかりとしていると思います。この立場から、早目に沖縄防衛局に是正処置を求める努力はできませんか。

○大浜浩志環境企画統括監 希少種の問題や、赤土の問題など多岐にわたって措置要求をしております。これにつきましては、事後報告書という形でまた来年出てきます。環境影響評価の再実施につきましては、我々が求めているのは実際にN4のところで運用する前にそれは報告してくださいという要求をしているところです。

○嘉陽宗儀委員 次に、2プラス2の問題をお聞きします。新聞の記事、知事、辺野古は不可能という字が躍って、県民を勇気づけていると思います。不可能という中身は何ですか。

○又吉進知事公室長 昨日、外務大臣、防衛大臣と知事が面談をしまして、その席で知事の発言がこのように報道されています。知事の発言は、2プラス2の合意の中にこういうくだりがあります。この取り組みの重要な要素として、閣僚は普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが運用上、政治上、財政上及び戦略上の懸念に対処し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認したと。知事が昨日問題にしたことは、運用上、政治上、財政上、戦略上という表現について、これはどうも知事として納得がいかないと。これに対してはもっと具体的に説明するべきであるということを示しているわけです。したがって、直接不可能という表現はしていないと思います。

○嘉陽宗儀委員 2プラス2の合意事項は、今知事公室長から話がありましたように、唯一実現可能な案だということになっています。これはなぜ唯一実現可能という態度をとっているかわかりますか。先ほどそれで日米合意を読まれましたか。

○又吉進知事公室長 その理由が実は県として不十分であるということで、県は県外移設を求める立場をとっているわけです。

○嘉陽宗儀委員 知事の県外移設を求めるという立場についてもいろいろと議論を私もやってきましたけれども、問題は知事が少なくとも県民世論を背景にして辺野古はだめだと頑張ることは非常に意義があると思います。向こうは2プラス2で力づくで一沖縄県民の声を押し潰してでも辺野古につくらせようとしている状況にあります。そういう中で、知事の取るべき有効な方法について具体的に議論する必要があるのではないですか。

○又吉進知事公室長 今の御質疑の中でいろいろな御意見が出ましたけれども、知事は現行案につきましてはやはり大変時間がかかると。それは固定化に等しいと。したがって、県外の既に飛行場があるところに移設することが早いであろうと。そういう解決策について、政府として十分に検討しなければならないと。したがって、それが不十分な以上、県外移設を求め続けるということを行っています。

○嘉陽宗儀委員 S A C O合意が交わされてから、結局は17年、18年かかって移設できない。そういう意味で、知事がやはり辺野古移設は不可能だという

ことは当然の立場だと私も理解できます。ところが、そういう知事も沖縄県も反対しているにもかかわらず、2プラス2で実現の方法で押しつけてくるわけですから、沖縄県民として、あるいは皆さんとしては、具体的に有効な反撃方法を考える必要があると思います。それで例えば、具体的に何をやるかというところ、公有水面埋め立てについては絶対に認めないという立場を明確にしておけば、やはり相手に出せる反撃になりますよね。いろいろ今審査されているけれども、意見もいろいろ出ていますが。公有水面埋め立て、場合によっては後で判断しますという態度ですが、しかし、公有水面埋立申請については県としては認めませんということを明確にしたほうが、日米両政府は諦めるのではないですか。

○又吉進知事公室長 公有水面埋め立ての手続は行政手続でして、申請者と県の許認可権という世界でして、これは審査の途中あるいは審査の前に結論を出すことは行政機関としてはできかねると思っています。

○嘉陽宗儀委員 行政手続だということは私も了解しています。しかし、行政手続といえども、県民の命と暮らしを守る政治的課題についてどちらが優先するかといえば、やはり県民の命と暮らしを守る課題を優先すれば、知事としてはこれは認められないという発言は可能ではないですか。

○又吉進知事公室長 県民の命を守るという観点からしますと、これは共通のものがあると思います。ただこの問題の原点は、現在危険な普天間飛行場をいかに早期に移設、返還するかということで十何年いろいろな動きがあるわけですから、その目的を達成するために、かつ、さまざまな要素を勘案した上で、現在県は県外移設が最も有効な解決策であると主張しています。

○嘉陽宗儀委員 少なくとも前にSACO合意をやって以後、県民世論としては辺野古移設はだめだということでここまで来ています。SACO合意の効力は何がありますか。法的に県民の行動を縛ることがありますか。

○又吉進知事公室長 一つの条約でして、国と国との決めごとであるということですから、法的にそういう整理ができると思います。

○嘉陽宗儀委員 そうしますと、条約だから法的に拘束力があるという解釈ですか。

○又吉進知事公室長 先ほど条約と申し上げましたが、これは日米の合意であるということです。したがって、それに関係する諸法令の整備、あるいは解釈が両政府で進められている。そういう意味では縛るという状態がいかなるものかよくわかりませんが、一定の行政作用としてあらわれてくると考えています。

○嘉陽宗儀委員 SACO合意が県民の反対運動を縛るようなものではありません。そういう面では、行政に立つ知事公室長を先頭にして、皆さん方は毅然たる態度でこれをはね返してほしいと思います。もう一度、東村高江のヘリパッドの問題で言えば、あれはオスプレイ配備で環境アセスメントが出てきていますが、オスプレイは反対とーこれは全県、県民の総意になっていますよね。それで県民大会をしたり、建白書を持っていったりしました。

○又吉進知事公室長 オスプレイに関する県民の不安は払拭されていない。したがって、配備中止を含む配備の見直しをしていただきたいということが県の主張です。

○嘉陽宗儀委員 そこで、少なくとも知事も含めて、議会も全市町村長も含めて、オスプレイ反対ということで一致しているのであれば、オスプレイのための着陸帯は当然反対するべきではありませんか。

○又吉進知事公室長 ヘリ着陸帯の問題につきましては、何度も答弁させていただいておりますが、SACO合意を着実に推進していくことが沖縄の基地負担の軽減につながるという観点で県は見ております。その際は住民生活、環境に十分な配慮を持って進めていただきたいということを言っているわけです。

○嘉陽宗儀委員 知事公室長は、SACO合意の着実な実施が県民の負担軽減につながると本気で思っていますか。

○又吉進知事公室長 これは現在の県の方針です。

○嘉陽宗儀委員 CH46、CH53の後継機としてオスプレイが配備されておりますよね。ところがオスプレイの飛行経路、日米合意は守られていないと皆さんも意見を出していますよ。県民の負担軽減ではなくて、県民生活を大変圧迫しているという現実があります。これについてはどう思いますか。

○又吉進知事公室長 県が市町村と連携して、318件の合意に反していると思われる飛行を収集して、政府にこれについてきちんと説明してほしいと求めたわけですが。そういう形でオスプレイに関しては県民の不安が払拭されていない現実はあろうかと思えます。オスプレイに関しては、先ほど申し上げたように配備の中止を含めた見直しを求めていくという姿勢は変わっておりません。

○嘉陽宗儀委員 県民負担の軽減につながっているという答弁なので私はびっくりしています。あれだけオスプレイの飛行について合意事項の違反、飛行経路がでたらめだと、低周波音などのたくさんの被害が出ています。こういったものを見ながらも、日米合意によって県民の負担は軽減されていると受けとれますか。

○又吉進知事公室長 北部訓練場の問題はS A C O合意に基づきまして、北部訓練場の過半を返還すると、このことは県民負担の軽減につながると、そこを申し上げているわけでございます。

○嘉陽宗儀委員 50ページの陳情第81号の問題で、最近の嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されておりますが、外来機のたび重なる飛来に加え、F 22戦闘機の一時配備により、依然として見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えておりますと。知事公室長の負担軽減と反するような説明文になっています。米軍再編に伴う一部訓練の実態は問い合わせしてありますか、調べていますか。

○又吉進知事公室長 全てではございませんが、日米で合意されました県外の訓練についてのリリースは出ております。一部そういう情報もありますが、完全ではないと考えております。

○嘉陽宗儀委員 きょうは、これ以上追及することはやめます。しかし、少なくともS A C O合意以来、米軍人の犯罪が減ったわけでもない、凶悪事件も相変わらずある。特にオスプレイの問題では伊江島では深刻な事態もあるし、いろいろなところで県民が被害をこうむっています。ですから、S A C O合意によって県民の負担が軽減したという立場からでは見えません。少なくとも米軍による沖縄県民の苦しみの実態についてはもっと積極的に調べて、対応すべきではないですか。

○又吉進知事公室長 まず基地が大変県民の負担になっているという認識はもちろん県もあります。実際に住民の方々が大変な思いをしているということも考えております。ただ、そういったものを軽減する一つの日米合意の手段としてSACO合意があつて、県としてはそれを着実に実施していただきたい。ただ大部分がまだ実現されていないという現状については、強く合意の履行を、実施を政府に求めていきたいという立場です。

○嘉陽宗儀委員 知事公室長、SACO合意が発表されたときも、私はあれはサッコーヤッサーと。方言推進ではないですが、沖縄県民にとってはサッコーヤッサーということがありますから、今後やはり、きちんと沖縄県民の苦しみの実態に応えられるように頑張ってください。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 6ページの陳情平成24年第136号、26ページの陳情第27号、28ページの陳情第20号、33ページの陳情第70号について、一括して知事公室長に質疑したいと思えます。

知事公室長はアメリカに何度か基地問題、いろいろと沖縄の負担軽減に係る問題として行ってきて一たしか4回でしたか。そのときに今の普天間飛行場の問題については、一般質問、代表質問を含めて、知事のスタンスは変わっておりません。やはり名護市、辺野古は大変厳しいと。飛行場があるところに移したほうが一番早いというスタンスは変わっておりません。その飛行場があるところに移す戦略、方法として、果たして県外でその可能性はありますか。

○又吉進知事公室長 これは知事からも本会議で答弁させていただいておりますが、場所を考え、検討し、県外で当該自治体と交渉するのは政府の責任であると申し上げておられます。したがって、そういう努力を尽くしたのかどうかということ、きちんと政府に説明を求めたいという立場です。

○中川京貴委員 御承知のとおり、自民党政権下に民主党政権からかわって、沖縄の基地問題が全国的に問題になりました。普天間基地の問題も最低でも県外という流れから、政権がかわっても普天間飛行場の移設先は辺野古だという方向性になってきて、今、日米両政府で協議した結果これを進めると。しかし、

沖縄県民としてはこの問題はだめだと、県外に持って行ってほしいというスタンスで、たしか県議会議員が質問したと思います。沖縄の基地の負担軽減で、基地の機能の分散型は実際に全国的に行われていますけれども、普天間飛行場を丸ごと引き受けることが果たしてこれから現実に可能でしょうか。

○又吉進知事公室長　それが可能か不可能かを判断する材料は県側に十分でないということですので、そういう調査もしております。しかし、まずそういった姿勢で考えて見てはくれないかということ国に申し上げているわけです。

○中川京貴委員　やはりこの問題は御承知のとおり17年、18年かかっていると。これは全県議会議員の中でも普天間飛行場の固定化だけは絶対にだめだと、これはどんなことがあっても阻止しなくてはいけないと。そして、では無条件で本当に普天間飛行場の返還ができるのかと、無条件でできればこれにこしたことはありません。最悪の場合、私が一番心配しているのは、普天間飛行場の機能、機種が嘉手納飛行場に統合される可能性はないかということです。知事公室長がアメリカに行った感触として、普天間飛行場の移設が辺野古ではダメなら、普天間飛行場と嘉手納飛行場の統合という可能性はゼロですか。

○又吉進知事公室長　大変気になるところだと思います。かつてそういう案をおっしゃる方が日米におられたということも承知しております。我々が知る限り、一部の研究者—去年アメリカでフォーラムを開いたときにそういう意見がありましたけれども、嘉手納飛行場に統合してはどうかという意見があったことは承知しております。ただ、今、米政府の姿勢として、嘉手納飛行場への統合案が検討されているとは承知しておりません。公式にそういうものが検討されている様子はありません。

○中川京貴委員　私たち県議会の代表でオスプレイの反対抗議行動を政府にしたときにも、県議団で私はアメリカ大使館へ行くグループでしたけれども、オスプレイは普天間飛行場、嘉手納飛行場に移すことは考えておりませんという明確な返事をいただけてきました。しかしながらここ最近、いろいろな新聞記事でもオスプレイが嘉手納飛行場に移るのではないかという報道が出てきております。またアメリカもそういったコメントを出していますが、それは承知していますか。

○又吉進知事公室長　一部そういう記事が出ていたと聞いております。

○中川京貴委員 これはやはり中部にとってみたら、普天間飛行場を嘉手納飛行場へ移設することを示唆しているのではないかと。もし、それが現実的にそういう可能性が出てきたときに、拒否する権限が知事にありますか。基地内統合の権限は地元にありますか。

○又吉進知事公室長 ここでいう権限というものはどういう形なのか考えなくては行けません、米軍基地の運用あるいは提供施設の運用につきましては、政府に一義的な権限があるものと考えております。

○中川京貴委員 これまで沖縄県で基地内移設、基地内統合が過去、多々されていると思いますが、知事公室長がわかる範囲で何か所されていますか。

○又吉進知事公室長 まず象のおりがキャンプ・ハンセン。それから復帰前後の話ですが、那覇空港にいた海軍、空軍部隊が嘉手納飛行場に移っていると。幾つかあると思います。

○中川京貴委員 知事公室長も御承知のとおり、普天間飛行場のヘリ部隊は北谷町にいました。三十数年前、四十数年近く前に、北谷町から今の普天間飛行場に移りました。そういう形で県内移設されたときには、その権限は地元にはありません。日米両政府で決めることです。そういう意味では、普天間飛行場が本当に固定化しつつある中で、最悪の状態である固定化もしくは嘉手納飛行場統合にならないためにも、やはりもう少し日米両政府に働きかける必要はないでしょうか。知事公室長が4回もアメリカに行っている、行った成果を出す作業が大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 日米両政府の取り決めですので、地方自治体の部長である私に対して何かそういう回答をしていただけないわけです。現地でのさまざまな方の御意見をお聞きしますと、政府、議会筋、または政治家の中には違う意見を持っている方もいるようです。そういう方々の意見がいかん反映されていくかといったことについても、情報収集はしているところでございます。

○中川京貴委員 次に、46ページの陳情第79号、48ページの陳情第80号、これら嘉手納町議会から出されている陳情に対して質疑します。

知事公室長も御承知のとおり、私が先ほどからなぜ前置きして、普天間飛行

場の嘉手納飛行場の統合の質疑をしたかといいますと、この件も含めて嘉手納飛行場の基地の強化につながると。大体4カ月ローテーションで組まれたら常駐機と変わりません。決して普天間飛行場を嘉手納飛行場へ統合しないといっても、一旦撤退して4カ月の予定で訓練されたら常駐機と一緒にあります。そういった意味では、嘉手納飛行場の訓練の分散型と言われても、中部では基地の強化につながっているという陳情が上がってきます。知事公室長はどう思いますか。

○又吉進知事公室長 やはり現実に騒音の発生回数や、あるいはそこで起きる事件、事故の回数が、住民の最も関心のある出来事だと考えます。したがって、そういうものが減らない限り負担軽減になっていないということが県の受けとめです。

○中川京貴委員 知事公室長、やはりアメリカに基地問題で行ったときにも、嘉手納飛行場の負担軽減について、そういった話し合いはなされましたか。

○又吉進知事公室長 嘉手納飛行場の周辺に住む方々が大変苦しんでいることは申し上げております。

○中川京貴委員 代表質問、一般質問でも取り上げましたが、数字や写真に出して、理論武装して、沖縄の基地負担軽減をするためには具体的に示していただいて、結果を出していただきたいと。そうしなければ、今のままでは反日、反米で一我々米軍基地関係特別委員会で青森県の三沢基地、山口県の岩国基地に行っても、向こうではそういう感じではありません。全く違います。共存共栄と説明されました。沖縄と全く違う基地の運用のあり方になっています。そういう意味では、なぜ沖縄と青森の基地運用のやり方が違うのか、これはもう少し県も勉強するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 青森県三沢基地につきましては、私も6月に行きまして意見交換をしました。今委員がおっしゃったとおり、かなり受けとめといいますか、それが違うという印象がございます。ですから我々沖縄県としましても本土の他の地域、他の米軍基地を抱えている地域との連携、連絡をとって、少し我々自身が基地の負担軽減につながるような取り組みを行う上での情報を集めてまいりたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志孝助委員。

○具志孝助委員 2プラス2が初めて日本国内で開かれたわけですが、その報告に来られました2人の大臣は、来る前から負担の軽減に大きく前進するというつもりで報告に来られたとっております。そこで知事公室長、あなた自身はどのように今回の2プラス2の合意内容、負担の軽減、沖縄の基地問題の改善の一助になると評価されておりますかどうか、印象から聞かせてください。

○又吉進知事公室長 私の個人的な印象はこの席で申し上げかねますけれども、県は公式に知事がコメントを出してございまして、そのコメントに沿って申し上げますと、今回の合同委員会合意で決まったホテル・ホテルですとか、基地内立ち入りの枠組みといったものにつきましては、これはそもそも県が求めたものを踏まえた形で、全てではないですが一定の前進であろうということです。やはりその実効性をきちんと見きわめたいということです。したがって、こういう形で日米両国が沖縄の基地負担軽減について協議していることは一定の評価をするということです。ただ普天間飛行場の問題につきましては、考え方が違うということをも明言しているわけでございます。

○具志孝助委員 6ページの陳情平成24年第136号、普天間飛行場の早期移設促進に関する陳情に関連する質疑です。これは早目の解決をやってもらいたいという陳情内容になっておりますが、処理方針はこれまでと同じようなことを繰り返し言っております。知事は、他の都道府県へ移設したほうが合理的かつ早期に課題を解決する方策であると答弁しております。この期に及んで平成24年9月の陳情—ちょうど1年前の陳情です。そうしますと、これまでずっと知事公室長も4回にわたって訪米し、沖縄県の実情を訴えて感触を得てきております。やはりこの処理方針に変化がないようですが、やはり県外移設のほうが早期解決の道だと今でもそういう考えですか。

○又吉進知事公室長 県の姿勢として、この考え方は変わっていないということです。

○具志孝助委員 考え—そうありたいという願望と、早期解決のためにいかにあるべきかということは、おのずから違うとっております。先ほど嘉陽委員からもありましたように、2プラス2の報告書の11ページにもありますように、

今回の2プラス2の取り組みにおける重要な要素として、普天間飛行場の代替移設はキャンプ・シュワブ、辺野古地先に移したほうが運用上、政治上、財政上及び戦略上の懸念に対処し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するためにも唯一の解決策と言っており、ここで強調している。この期に及んで同じことを繰り返すということは、私がかねてから言っておりますが、余りにも現実から目をそらした考え方ではないかと思っております。結果として固定化を招いてしまいますよと言っているわけです。決定権のない県のほうは次善の策としてどうするかということを探索することも、県民にとって大変重要ではないかと思っておりますが、いかがですか。

○又吉進知事公室長　そういう観点から最も合理的かつ実現可能な案ということを検討した結果として、現在飛行場のある他県に移すことが最も合理的であり、かつ、これを日米両政府も考えていただきたいということを申し上げております。

○具志孝助委員　合理的とはどういう意味ですか。

○又吉進知事公室長　知事の言葉をかりれば、合意案を履行するためには大変な時間がかかると、これは固定化に等しいと。したがって、最も早い普天間飛行場の危険性の問題を解決する早道であるという趣旨です。

○具志孝助委員　時間がかかるということと、可能性あるいは不可能は全く違うと思います。恐らく時間がかかるでしょう、これだけの作業があるわけですから。しかし、果たして可能性があるかということを見ると、私はこの期に及んでは不可能と思わざるを得ないということの本会議でも言いました。なぜならば、決定権が残念ながら県知事にはないわけです。政府にあります。そこが唯一解決の方策だと、今回改めて確認がされています。それがより早期に解決する方策だという考え方が、余りにも現実から乖離し過ぎるのではないかと。多くの県民が不審に思っているのではないかと思っております。願望というそれは違う。確かに埋め立ては困難でしょう、厳しいでしょう、しかし可能性があるかということ、可能性がない状況だと思わざるを得ないです。どう解決させますか。希望を唱えていけば解決しますか。県外の飛行場のある地域のほうがいいと言うのであれば、それではどこを想定していますか。その答えを言ったほうが早いのではないですか。あっちもあるのではないか、こっちもあるのではないか、具体的に示したほうがいいのではないですか。ここまできたらもう

示す時期ではないかと思えます。県外に幾らでもあるはずだということを私にも答弁されました。どういうことを、実際に、具体的に想定していますか。県外のどこかの飛行場—比較的使用頻度の低い飛行場、どこを想定していらっしゃるんですか。

○又吉進知事公室長 まず前段の可能性か願望かという点について申し上げますと、県が考えている可能性というのはまず辺野古案が実現する可能性の問題、さらに県外が可能性としてあるかどうかの問題というのは、関連はしてはおりますが、それは別の問題であります。知事が申し上げておりますのは、今の日米合意案というのは非常に時間がかかってしまう、可能性という点でいろいろな要素があって非常に困難ではないかと。それを考えたときに、むしろ国の責務として県外移設の可能性を探ることが沖縄県の考え方であるし、政府にそれを求めているということです。後段のどこに持っていくか、これは県から提案すべきであろうということにつきましては、いろいろと報道がありますように、県としては、例えば滑走路の長さとか、そういったものは全国に調査を入れておりますが、ただ一つの現実的なプロセスとして、どこかの飛行場に沖縄県がここに持って行っていただきたいと言って、政府がしっかりと調整しない、そういうことをなしに地元と地元の合意だけで動くものとはとても思えない。したがって、そこはやはり政府がきちんと方針を変えて、県の知事の要望に沿った形で動いていただきたいということが県の考え方でございます。

○具志孝助委員 それに対して、今回の2プラス2の合意で答えが出たのではないですか。辺野古移設が唯一の方法だと、その答えを持ってきたのではないですか。

○又吉進知事公室長 現時点での日米両政府の姿勢を示したと受けとめております。

○具志孝助委員 知事の政府に対する訴えは、政府は既に承知しているはずで、それに対して答えが出てきたと思えます。それを繰り返すということはいかがなものかと思っています。そうであるとすれば、ほかに幾らでもあるのではないかと知っていることをもう言ってもいいのではないですか、少なくとも公にせずともそれは示すべきです。そうすれば答えが出てきます。そういうことを言わないでファジーに言うことは、結果として県民をいかにもだましていることになりかねないと思えます。私はそれは無責任だと思います。

○又吉進知事公室長 整理しますと、知事は県外移設を求めるという立場ですが、これは政府の閣僚との面談等で、現在の状況一辺野古は極めて困難、事実上不可能であるということを示し上げた上で、既に飛行場のある県外に持っていくことが最も早いということまで申しあげているわけです。それを検討してほしいということまで申しあげております。残念ながら日米両政府にはそれに答えていただけていないということも事実です。これは認識しておりますが、県としては当面要求を変えない、変える考えは今のところございません。

○具志孝助委員 繰り返しお尋ねしますが、今回両大臣が来られて2プラス2の報告をされたことは最終の回答。知事のこれまでの願望、沖縄県民の希望に対して我々も含めてベストな選択は県外です。私も含めてそうです。県外がいいと、沖縄は過重過ぎると、負担が重過ぎることはもとよりです。しかしここしかない。ほかにない。その理由を言えば切りがありません。一つ言わせてもらうならば、やはりキャンプ・シュワブの基地と普天間飛行場の航空隊一陸上部隊と航空隊が不離一体でなくてはならいと、私は素人として解釈しております。航空部隊だけ遠隔の地に持っていったのでは事実上機能しないと、これが私は最大の理由だと思っています。そういうことも大きな理由として説明しております。よく理解できる気がします。ですからキャンプ・シュワブも一体になってどこかに移すべきだと思っています。しかし、できないと言っています。これは客観的に今の安全保障上の環境、そういうもろもろのことを考えるとどうしようもないことになってしまっているのかと。よりによって尖閣諸島問題が惹起した。こういう状況からきたら、本当に我々としてはタイミングが悪過ぎたと。しかしこれはどうするのかと、普天間飛行場の固定化は絶対に許されないと。次善の策として、このほうが県民も納得するのではないかと私は思って申しあげています。心は知事と一緒にです。いつまでもこのような形で既に16年、これはもう既に固定化です。これをいつまで続けるのかということを示しあげていて、今回の2プラス2の報告は、沖縄県民の総力を挙げて訴えてきた県民大会であり、議会決議であり、やってきたけれども、いわゆる安全保障上の問題を考えると、国としてはそうしかならないという答えが出たということです。それをまた繰り返し、同じようなことを繰り返してきたのでは余りにも子供すぎるのではないか、大人げないのではないかと。こういう印象を受けます。だからといって言葉を返してそれではという話にもならないと思います。やはりここは何とかしなくてははいけない。そこで、これまで沖縄の海兵隊が一番の問題になっていて、海兵隊のグアム移転は大きなインパクトがあると

思っています。これも普天間飛行場と切り離して解決するのだと言っておきながら、アメリカ側の議会がどうしても予算を承認しないと。キャンプ・シュワブの見通しが立たない限りはだめだと言っていて、この急先鋒が上院議員マケイン氏。この人がそう言っています。マケイン氏が、今回の公聴会でケネディ氏が駐日米国大使になる、そこで特に発言されたそうです。沖縄問題には特に優先的に取り組んでもらいたいと。公聴会で、マケイン氏がケネディ氏に要請したそうです。ケネディ氏がどう答えたかどうか—これは國場幸之助衆議院議員が訪米したときの記録から見ています。ですから今回、ケネディ氏が着任されれば早い時期に接見して、強く要請するべきだと思っています。知事はぜひいいことだと思っていると、本会議の自民党議員の質問にも答えていました。これをもう少し具体的に検討したことはありませんか。改めてお伺いします。ケネディ大使が着任されたときの対応について、どのように考えていますか。

○又吉進知事公室長 具体的に駐日米国大使に何を申し上げるかということについては、これから庁内で、さまざまな日米関係の状況も踏まえて検討してまいります。基地の問題につきましては、現在県が申し上げているさまざまなことを実現していただきたいという形で申し上げることになるろうかと思いません。

○具志孝助委員 これも國場幸之助衆議院議員が訪米したときに、カーネギー研究所上級研究員—知事公室長も何度も訪米されてこの研究所のことはよく知っていると思います。この研究員がこういう発言をしました—移転許可が受託された場合には、まず早期に取り組まなくてはいけないと考えられることは、訓練移転の集中的な実施、訓練移転、いわゆる県外訓練です。これを可能な限り県外に持っていくべきだと。これを徹底してやるべきだと言っています。今回の2プラス2でもこれを挙げています。そこでお願いしたいことは、オスプレイの問題ですが、知事の発言、これもいつも繰り返しの発言で県民の間で不安が払拭されていないと、知事がどの程度強調して言ったものかわかりませんが、メディアではいつも大きく出ます。こういう言葉がどんどん出てくるとは、県外訓練を実現させるためには必ずしもプラスにはならないのではないかと思います。本土では受け入れを表明しているところもあります。必要以上にこれを強調することは、県外訓練をこれから実現させるためにも必ずしもプラスにはならないと私は思いますが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 やはりいろいろな事柄が基地負担について関連してい

て、あるときにはそれが代替の条件になっていることもあるわけです。現実には、やはり求めるべきはしっかりと求めていくということが県のスタンスです。そこで実現可能性云々はいろいろな御意見があるわけですが、県は県として、やはり住民本意の立場で、しっかりと政府に求めていく姿勢は変わっておりません。

○具志孝助委員 オスプレイの危険性の問題も、政府は総理大臣発言にもありますように、安全性は十分に確認されたと。統計上も出ています。10万時間飛行させて一オスプレイの事故率の問題です、繰り返し言われている。これらの問題も考えますと、必要以上に危険性の問題を一飛んでいる飛行機が今にでも落ちるのではないかと子供が言っているとか、あれを見たらすぐに落ちるのではないかとみんな思っているとか、これはメディアの報道ですからいかんともしがたいわけですが、我々は余り過大にそういうことをやるのもいかなものかと。こういう問題も全て、普天間飛行場の固定化は絶対にあってはならない、一日も早く移動させる、撤去させるということが大事であるし、今考えられることは唯一の方法しかないと言っている以上は、私はそれを受け入れて、そして段階的に問題を一つ一つ解決していくと。できるところから解決していくと、こういう方法をぜひとるべきだと思っておりますが、ひとつよろしく御検討を賜りたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情28件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼